

令和4年12月9日（金曜日）

令和4年度南三陸町議会12月会議会議録

（第4日目）

令和4年12月9日（金曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
企画課長	佐藤宏明君
町民税務課長	佐藤正文君

保健福祉課長	高橋晶子君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	菅原義明君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	三浦勝美君
教育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	芳賀長恒君
監査委員事務局長	男澤知樹君

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
主事	浅野舞祐

議事日程 第4号

令和4年12月9日(金曜日) 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第49号 工事請負変更契約の締結について
- 第 5 議案第50号 町道路線の認定について
- 第 6 議案第51号 町道路線の変更について
- 第 7 議案第52号 町道路線の変更について
- 第 8 議案第53号 町道路線の変更について
- 第 9 議案第54号 町道路線の変更について
- 第10 議案第55号 町道路線の変更について
- 第11 議案第56号 財産の取得について
- 第12 議案第57号 新たに生じた土地の確認について

- 第13 議案第58号 字の区域の変更について
- 第14 議案第59号 令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）
- 第15 議案第60号 令和4年度南三陸町国民健康保健特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第61号 令和4年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第62号 令和4年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第63号 令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第64号 令和4年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第20 発議第 1号 令和5年度の年金額を物価の高騰に見合った金額に引き上げるよう
に求める意見書の提出について
- 第21 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

12月会議4日目となりました。本日もよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において11番三浦清人君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の会議の説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第48号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第48号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度うみべの広場など整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第48号の細部説明をさせていただきます。

議案書は53ページとなります。

契約の目的、令和4年度うみべの広場等整備工事。

契約の方法、制限付一般競争入札による契約。

契約金額、1億7,600万円。

契約の相手方は、山庄建設株式会社でございます。

議案関係参考資料2冊のうちの2、25ページをお開きください。

工事の概要を掲載してございます。

工事の概要といたしましては、うみべの広場、公園部分となりますが、5,167平米。それと駐車場ですね、K区画と書いてございますが、こちらが768平米。あとイベント広場が2か所です。BD区画、HI区画、それぞれ1,113平米、1,194平米となっております。それと屋外トイレ、あずまや、それとモアイ像等の移設の工事も含まれているというようなものでございます。

工事期間につきましては、本契約の締結日の翌日から令和5年の3月31日までとしてございますが、完成は令和5年の繰越しということで中旬を見込んでございます。

1枚おめくりをいただきまして26ページには、施設の配置図として、どこがうみべの広場で、どこが駐車場で、どこがイベント広場なのかということで掲示をさせていただいてございます。

1枚おめくりをいただきまして27ページ、メインとなりますうみべの広場の配置について掲載をさせていただいてございます。

あとまた1枚おめくりをいただきまして28ページ、29ページには、あずまや兼トイレの平面図と立面図、それと30ページには工事請負仮契約書を添付させていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これで質疑に入ります。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。何点か伺いたいと思います。

まず、うみべの広場なんですけれども、当初の予定ですとにぎわいを創出していくという目的で造られるわけなんですけれども、どんな形でにぎわいを創出していくのかと伺いたいのと、あと伺いたいのは、ちょうど参考資料27ページの図の松原食堂さん側のほうのアスファルト

の部分なんですけど、そちらに以前のあれですといろいろ出店というか軽トラック市とかキッチンカー等をあれしてそういったイベントも予定というかできるような形ということも伺ってまして、そこで伺いたいのは、昨今、いろいろな装備が完備されているんでしょうけれども、松原食堂さん側のほうに水道とコンセントを何か所かつけておくことと今後の利用する際に有効じゃないかと思っておりますので、そのところを伺いたいと思います。

あともう1点は、広場なんですけれども、モアイの像は移設されるんですが、遊具等は置く予定はあるのか、このまま利用されるのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、まず1点目のにぎわいの創出ということでございますが、予算計上の際にも御質問頂戴してお答えをさせていただいているんですが、ここ自体、志津川市街地の回遊性をもっていろいろなことを仕掛けていくということでございましたので、うみべの広場を中心に、その前後にも駐車スペース等も多目的に利用できるスペースというところも確保しながら進めていくということでございますので、日常的には町民の皆様の憩いの場として活用いただきたいという思いと、それから時期折々を見ながらここでイベントなどを開催しながら進めていくというような内容でにぎわいの創出を図っていくということになろうかと思っております。

なお、アスファルトの部分は前段もお答えしましたが、車の乗り入れ可としてございますので、御質問にありましたキッチンカーとか、それから場合によって軽トラ市などといったものも当然にイベントとして開催は可能という仕組みをしております。

なお、電源、水道等についても、当然にそういうイベントをしたいという思いでやってございましたので想定をしているというところでございます。

なお、最後の質問の遊具につきましては、うみべの広場自体への遊具の設置は考えてございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、課長答弁あったんですけども、使い道としては、回遊性ということとあと町民の憩いの場にもなってほしいという思いを答弁いただきました。

そこで伺いたいのは、やはり憩いの場となると、ただというか、あぁいった広場に行って散歩を、グラウンドゴルフができるかどうか分からないんですけども、そういった利用する際に、やはりお子さん連れで来た場合には、各地、松原とか荒島には遊具ございます。そこで、もしもそういった町民の憩いというあれでしたら、そしてあと、よそからというかほか

のところから来た方たちにとっても、特色ある遊具というかそういったやつを置いても効果が期待されるんじゃないかと思うんですが、そこのところをもう一度伺いたいと思います。

あと、先ほど課長答弁あった水道とコンセントを用意しているという答弁ありました。ただ、用意されているのはトイレの近くに1か所だけという答弁でしたので、私がお聞きしたのは、今後利用する際に、やはり広がっているところに数か所つけておくことによっていろいろ使い勝手がよくなるんじゃないかと思うんですが、それは補助金でやっている関係でいろいろな縛りがあると思うんですけれども、あとは技術的というんですか、つけれる、つけれないといった部分もあると思うんですが、そういったところのつける考えというか、ないのか。

例えば、キッチンカーとか軽トラ市なんですけれども、当然、当町では復興市100回やっている町ですのでそういったノウハウがあると思うんですけれども、そういった方たちはもう常時なれているあれなので、私が伺いたいのは、自己資金もあまり乏しい方とかこれからスタートアップみたいな形で新規にやる方たちがこういったところを利用する際に、あれば十分効果があるんじゃないかと思うので、そこのところを再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 御質問にありましたとおり、うみべの広場の近隣とすれば松原公園にも、それから荒島パークにも遊具というのはございますので、当然にそういったところを活用していただくということによって回遊性というのも生まれてくるんだろうと思いますし、ここはここから広く海を眺めていただいたり、それからモアイ像等々も設置してまいりますので、そういったものを親しんでいただきながらゆっくりした時間を過ごしていただきたいという思いと、さらにイベントというお話を何度もしますが、広く活用するということになりますと、あまり大きな固定なものを置くよりはいろいろな可能性があるしつらえにしていたほうが多分使い勝手はよいものになるんだろうということでこういう配置を考えさせていただいていますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、イベント開催時における電源の確保であったり、あとは水道の確保ということについては、当然に固定してあるというのは便利ではあるんですけれども、それぞれ配置の関係とかもあって、特に、例えば、電源であれば発電機を利用するか代替手段というのはいろいろ考えられると思いますので、そういったものを複合的に整理しながら開催をしてみたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かったんですけれども、やはり遊具は近隣にあるんですが、私、

ずっと前というか、皆さん覚えているかどうか分からないんですけども、タコの滑り台を二、三度、一般質問までした経緯があります。今回、伝承館の芸術作品があるわけなんです、やはり特色あるアートを兼ねた遊具というか何かがあると、より回遊性というんですか、あとそういった方ですと関係人口というか、よそから来られた方たちもそういったところで遊ばれるし、町内の方も十分駐車場も用意されるみたいなので楽しめると思うんですが、そういったところは、今回こういった予算にはあれなんでしょうけれども、おいおい検討していく必要もあるんじゃないかと思しますので、そここのところの必要性等を伺いたいと思います。

あと電源は皆持っているということなんですけれども、私が常時コンセントと水道があったほうがいいというのは、例えば、こういった景観のすぐれているところにイベント等のときだけじゃなくて、常時週末に使わせてほしいという方があれば、そういったところで近隣にはおやつショップのような形でやっておられる事業者の方もいるわけなんですけれども、常時週末使うような形、使ってもらえるような形するには、やはり決まった場所にあると有効活用できるんじゃないかと思しますので、そここのところを最後伺いたい。

実際、つけてつけれるんですか、つけられないんですか。素人考えには、簡単に水道を引いて、あと電源もコンセントもつければ、何億もかける事業なんですけれども、ただ実際には補助基準とか査定の関係もあるんでしょうけれども、そここのところは確認できるのか、できないのか。もし、軽微という形でできるんですしたら、私はつけたほうがよりにぎわい創出するためにも回遊性を高めるためにも有効だとも思われますので、答弁お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 先ほどアートという話もありましたが、当然にそれに限らず、遊具も限らずということなんですけれども、すべからく、その後の質問にもありますとおり、じゃあ、ここをどうやって実際に使わせていくのかということも当然考えていかないといけないとなりますので、いわゆる運用の面につきましては、工事と並行しながら、当然もう少し詰めていかないといけないという部分もございますので、そういった中でもう少し検討させていただきたいと思いますが、現状はどちらかというところと広くいろいろな目的に展開できるような内容ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 電気設備、水道設備を工事的にできるのかという御質問に関しましては、可能でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。7番佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） まず、課長の説明では、完成期日、期間ですか、5年の中旬と言っているんですが、夏まつりまで間に合わないのかなと、それが1点。

それと平面図、参考の27ページですが、モアイは海側に設置されてありますが、恐らくあとは被害がないのでここが最後の設置場所だと思うんですが、モアイの向きはどっち向きになっているか、その辺をちょっと知りたいです。といいますのも、前回、9月だったですか、33号議案の参考資料の中で、これはちょっと向きを考えないとうまくないんじゃないかなとということで、そのとき議会で言えばよかったんですけども、参考資料後が後から来たものですから、その後、二、三の方と立ち話してちょっと向きのほうは考える必要があるのでないかと、そうしたらそれまで考えているという話も聞いておりましたので、そのことをちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の工事の終わりということでございますが、中旬と申し上げましたが、目指すところは議員おっしゃるとおり何とか夏まつりに間に合うようにはしたいとは考えてございますが、まず正式な本契約、議決をいただいてからということになりますし、今、請負業者さんにおきましては工程表等を準備されている段階だと思いますので、その辺で工期については今後ちょっと詳細に詰めていきたいとは考えてございます。

それとあと2点目、モアイの向きでございますが、これ庁舎内でもいろいろ御相談といえますか協議をさせていただきますして、向きにつきましては陸側を向くような向きということで設置をいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 期間については、一応、発注時期から予算に対して大体これぐらいの工期というのは当然出てくるんですが、ぜひ、その辺は夏まつりに間に合うように頑張っていたきたいということで、お願いというとうまくないですけども、そういう形で頑張っていたきたいと。

それで、今度はモアイの向きなんですが、陸側を向いているということをおっしゃいましたが、モアイ、実は私も県の工事でモアイを設置した経緯がございます。そのときに、戸倉のさわやか公園だったんですが、やはりその向きについていろいろ検討されました。そのとき、町の方々の長老の方からいろいろ参考意見等も聞いて、どっち向きがいいんですかと言われたとき、チリ津波でモアイが渡ってきたという経緯もあるので、やはりモアイのふるさとです

か、そちらのほうを向いて、あとは今後こういうチリ津波の被害がないようににらみつけるような向きにきなさいということで、イースター島向きのほうに設置した記憶が私の中にありますが、その辺のことまでいろいろ、書物にも何もないとは思いますが、そういう話は出てこなかったのかなと思いますが、その辺を。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 元の松原公園のモアイはチリを向いて設置をしておりました。今回の向きについても、いろいろ庁内で議論はしました。結果として陸向きということにしたんですが、イースター島にあるモアイというのは、どちらかというと陸を向いているんですよ。海を向いているのもあるんですよ、陸を向いているのもある。どっちでもいいんです、要は。要は、簡単なことでどっちでもいい。宮崎にあるモアイは陸を向いているんです。

うちはどうするかということでいろいろ検討しましたが、今回の頂いたモアイについては、さんさん商店街に設置した際に、モアイは住民を守るという意味合いがあって商店街に向けたんです。今回の設置の場合も、じゃあチリを向かせるのか、あるいは住民を守るのかということのいろいろな議論があって、最終的には住民を守るという方向性で陸向きということに最終決定はさせていただきました。ひとつここは御理解をいただきたいと思います。

（「分かりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 1 番伊藤俊君。

○1 番（伊藤 俊君） おはようございます。私からも何点かお伺いさせていただきます。

確認の意味を込めてお聞きしたいと思うんですが、まずは広場のメインの部分なんですけど、いま一度、天然芝にされた理由というか、いろいろ検討されて決定されたと思うんですが、結果的に人工ではなくて天然芝にされた理由をまず1 丁目、お伺いしたいと思います。

2 丁目、ちょっと障害者目線で駐車場を見ると、合計93 台分新たに設置ということになりますけれども、障害者の皆様が止める車のスペースはどこで、そしてきちんと確保されているかどうか。そして、同時にトイレの使用もしっかり検討された上でこの内容になっているか、お伺いしたいと思います。

そして、3 丁目、お聞きしたいのが、今、お話ありましたモアイ像、さんさん商店街と今は高校のほうにそれぞれありますが、移動の設置費用もこの中に工程として含まれているか、そこ3 点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 御質問の1 点目、芝生でございますが、やはり海に向かってそんな

自然に触れていただくという意味合いもございますので、人工ではなくやっぱり天然の芝がいいだろうということで、天然ではないですが、一応通常の張芝とさせていただいたところでございます。

それとあと障害者用のトイレ、駐車場ということでございますが、駐車場につきましては関係参考資料の26ページをお開きいただきたいんですが、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、左半分下のほうにうみべの広場とございまして、その道路を挟んだ右隣、K区画、こちらが一応駐車場になりまして、この中には当然身障者の方々の駐車スペースも設ける予定としてございますし、それとトイレにつきましては、28ページ、関係参考資料を御覧いただきたいんですが、左側の平面図の中に、半分はトイレ、半分はあずまやということで、ちょうど男子トイレと女子トイレの間に、多目的トイレということで障害のある方にもお使いいただけるようなスペースといたしますか多目的トイレは設置をしてございます。

それと3点目の御質問でございますが、モアイ、あとは石碑等の移転設置の費用も今回の工事の中に全て含まれてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 3点について回答いただきました。天然芝というか人工芝との比較で、恐らく施工費が安いという部分もメリットのほうにはあったのかなと。人工芝ですと、どうしても設置の費用は初期費用は高くなるということがはっきりしているかと思えます。ただ、同時に、維持管理についてはやはりなかなか大変だろうと。そして、冬場はどうしても景観といっても色がどうしても緑ではなくなるといった点もありますので、その辺の初期だけではなくてしっかり後々のことももう検討材料に含めた形で最終的にこうなったのか、そこを再度、もう一度回答いただければと思います。

2つ目のトイレの今場所ですとか駐車場の場所が確認できたんですが、もうちょっと突っ込んだ中身、多目的トイレの中身が障害者の皆様、それから赤ん坊のおむつ交換できるのか、そして、あとはストーマの方もきちんと利用できるのか、そこをもししっかりもう中身が決まっているのであれば、再度確認させていただきたく思います。

そして、モアイ像の移動のほうも含まれているということでしたが、ここはちょっとこれからの検討ということでひとつお留め置きいただきたいのが、モアイの移動される日というのは、恐らくニュースになるんじゃないかなと思います。前回、もともとのさんさん商店街があった場所から現在の位置に移動する際も、物すごくニュースバリューはあったんじゃないかなと思います。現在、工程を建設会社さんのほうでも検討されていると思うんですが、ぜ

ひ移動される際は、これも少し費用がかかることかもしれませんが、なるべく広く周知いただくことがうみべの広場の設置の意味ですとかその後の利用の状況にもすごく効果があるんじゃないかなということで、そこの検討もお願いするような意味でちょっとお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） また1点目の芝の関係でございますが、確かに議員おっしゃるとおり、冬場になりますとちょっと若干茶けたような色にはなってしまいますが、やはり海、あとは自然に触れ合っていただくという意味合いもございますので、確かに人工芝という選択肢もないわけではないですし、おっしゃるとおり人工芝、結構高いものでございます。ですが、やはりその自然に触れ合っていただくという意味合いから、人工芝という選択肢はちょっとなかったといいますか、確かにおっしゃるとおり冬場等には若干茶けて見栄えは正直ちょっとどうなのかなというところはあるんですが、そういった意味合いで一応張芝にさせていただいたということでございます。

それとあと、トイレにつきましては、当然、多目的トイレとしての位置づけでございますので、車椅子でも入れますし、あとはそういったお子さんのいる方、おむつとかそういったものも取り替えるベッド的なものも設置をしていく予定としてございます。

それとあと、モアイの移設時期というんですか、それについての広報をしたほうがいいんじゃないかという御意見でございますが、それにつきましては内部のほうでちょっと検討をさせていただきたいなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 2点目につきましては、今回、行政報告でチリのほうにお見舞いをさせていただいたということもありますので、当然にモアイの移設という部分はそういったことも意識しながら意を用いてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 私も芝生のほうは、人工芝も確かにメリットはあるんですが、やはり天然芝というか普通の芝でやはり触れ合っていただくのはすごく同調したいなと思います。ちょっと一昔サッカーもやっていましたので、やはり芝生の魅力というのはあるのではないかなということで、そこはすごく今御答弁のとおりだなと思います。

ただ、だからこそ維持管理、ちょっと今でもいろいろな震災祈念公園とかほかの町内の環境整備も大変な中で、うみべの広場もしっかりと維持管理できるのかなというのは、正直今後

の推移を見守っていかなければいけないと思うんですが、その辺を確認したいなと思いますので答弁をよろしく願いいたします。

また、トイレについて、ちょっとこれも今後の検討材料にということで発言したいんですが、これは昨年、ですから昨年、一昨年かな、多目的トイレというのは一般的な名称として使われているんですけども、実は片や一方では、国土交通省のほうでも多目的トイレではなくてバリアフリートイレと呼びましょうという、そんな実はニュースですとか示されている部分があるんですが、何でかという、結局、多目的トイレというのが当事者以外の方も使用率が高くて当事者が何か、これは都会の話ですので、例えば、使えないとか待たされたとかいろいろな話が結構出てきています。表記の問題というのはまた様々検討が必要かと思うんですが、この一部分、多目的トイレ、これはうみべの広場だけじゃなくてまた今後のほかの場所の検討材料になるかもしれませんが、多目的トイレと呼ぶべきかバリアフリートイレと呼ぶべきか、そこをぜひ検討をお願いしたく、今、その時点で何か情報があるのか、ないか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） では、トイレのほうは私のほうから。ちょっとその辺の名称については、すみません、正直あまりちょっと深く現在のところ考えておりませんで、今、議員のほうからそういったお話もございましたので、ちょっと名称については内部でまた調整をさせていただきたいと思います。

あと維持管理の関係につきましては、企画課長のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 申し訳ございません。

維持管理につきましては、芝も含め、当然、トイレ、施設ございますし、あと今うみべの広場だけの話になるんですけども、実はそのほかにも多目的に使える場所を整備していくということになりますので、当然、その辺の検討が必要になってきますし予算措置も必要になってくるということでございますし、前段で実際にじゃあここをどういうふうにご利用するんだというところのさきの電源の話とか水道の話もございましたので、そういったことも含めてこれと並行しながらそこは検討して進めていって、必要なものはきちんと予算化をしていくということで進めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 3点ほどお伺いいたします。

前議員も話していましたが、1つ目は維持管理です。26ページの図面を見ると、町でやるところは立派に舗装なり駐車場になるわけですが、この図面ですと、例えば、B D区画の中には私有地がかなり10件ぐらい入っています。その上のH I区画にも数件入っています、3件ですか。それぞれここはフラットにはなっていますが、私有地でございます。今後、これを駐車場にして使った場合、やはり車がいっぱいになると私有地にも止める可能性があるんです。そうした場合の個人の皆さんに、私有地の方々に一言お声がけしておいたほうが確実かなと思われるんです。せっかく来たお客さんにトラブルに巻き込まれたり巻き込んだりすると申し訳ないと思う気がするんです。そして、さらに維持管理、私有地のほうは草刈りする人、しない人、それぞれいます。そうすると、そこもまた大変な景観になってしまいます。その維持管理をどこでやっていくのか、どうするのか。その辺、まず1点お伺いします。

それから、防犯灯、かなり夏場になると遅い時間まで外に戯れている人が出てくると言うんですけれども、この川沿いには防犯灯が近辺にはないので、その人たちにも防犯灯もなく暗くて大変だよねというような声もございますので、その辺、防犯灯の今後取付設置があるのかないのか。ないとすれば、防犯灯の設置もお願いしたいと思います。

それから、最後、財源内訳、今、復興予算もなくなっていますけれども、1億7,600万円の財源内訳もお示してください。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まず、維持管理の部分でございしますが、当然に私有地の部分についてそういった懸念はありますので、運用に当たっては意を用いてまいりたいと思いますし、当然に町有地の部分を町施設的に使わせるという部分については、例えば、イベント時に使うというときには、きちんと周知もして間違っただけにならないようなことは当然考えないといけないと思っています。

それから、除草含めた分の管理で私有地ということになりますが、当然にこのエリアだけでなくほかの部分にもそういうことが懸念されますので、今、庁舎内でそういった検討を始めてございます。どうやって市街地含め雑草の除草もやっていくかというのも、議会でも御質問を頂戴しているところもありましたので、今、検討を進めておりますので、そういったことを進めながら、どうやって景観を保ちながらもやっていくのかということももう少しお時間を頂戴するのかなと考えてございます。

それから、防犯灯につきましては、うみべの広場については照明でございますし、それから防

犯カメラの設置も予定されているようでございますので、そういった面は既に手配済みという状況でございます。

それから、財源の内訳でございますが、予算を措置したときの財源といたしまして1億9,000万円予算措置させていただきましたが、この財源内訳につきましては、うち1億2,600万円は震災復興寄附金を充当してございまして、残りの6,400万円は社会資本整備総合交付金を充当するという内容になってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 維持管理のほうですけれども、やはり、ここはしおさい通りとなり、将来的に旧南町のところにあったあれをイメージしてここに入れるわけですけれども、まだここは未開発というか、今度造るうみべの広場があって、そこに今後、民有地にどれだけの商店さんが入るか決まりますけれども、さんさん商店街に通じる道でもありますので、多分、そう遠くない時期には、さんさん商店街はあれ以上広がらないからこっちの南のほうに広がってくるのかなという思いがしますので、この辺は民有地の人たちときちんと話合いつけて、異論のないような、トラブルのないような使用方法をぜひ検討させていただきたいと思えます。

それから、除草もこの部分だけでなく反対側もかなりの民有地がありますので、片方だけということではなくて、当然、両方除草してきちんとした姿で、お客さんにああちゃんときれいになっているなという場面を見せていただきたいと思えます。

それに、あと防犯灯なんですけれども、うみべの広場、一番南側のそこには電気がつくようなんですけれども、私は全体に国道45号までの川沿い、うみべの広場の左側の川沿い、川沿いといいますか護岸までの間が45号までのそこが懸念されますので、その辺の防犯灯の設置もお願いいたします。

それから、財源内訳、1億9,000万円のうち1億2,600万円基金をとということで安心しました。社総交が6,400万円。復興予算がなくなっているので、そのための基金ということで基金を取り崩してやるということで安心しましたけれども、そういうことで申し訳ないんですけれども、もう一度維持管理と防犯灯の件、お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 工事の着手に、工事というか設計に入る前に、土地活用の方も含めまして地権者の皆さんにも何度かお集まりをいただいて意見交換をさせていただいたという経緯もございますので、皆さん、ここを町としてこういうふうに活用していきますよとい

うことも御理解をいただいているという状況でございますので、実際に工事始まってまいりますので、実際に運用が始まるまでには、またそういったことで意見交換等をしながら可能な限り環境を整備ということについてもお話をさせていただいて取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、現状としてこの通りにつきましては、今言ったように回遊性を求めながらイベントをやっていくということなので、しおさい通りについてはあえて電柱がない仕様になっているんです。ですので、周りの部分については、現状ちょっと、当然、管理側の問題もありますので、防犯の分です、ということですぐすぐ対応できるかどうかというのはちょっと私すぐに分かりかねるんですけれども、そういったことでここは対応しているということでありまして、一方で、おっしゃる防犯ということについても理解はできますので、そこは今後ちょっとどうできるのかということは工事も含めて検討しますが、現状とすれば、この川側のところに全てにおいて防犯灯がつくということではないということでございます。

（「1基でもいいんです」の声あり）

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにもございますか。（「なし」の声あり）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第49号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第49号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第49号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和3年度伊里前南側整備工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第49号の細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては54ページとなります。

工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的、令和3年度伊里前南側整備工事でございます。

契約金額、変更前3億4,889万2,500円、変更後3億6,643万3,100円、1,754万600円の増でございます。

契約の相手方は、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料2冊のうちの2、31ページをお開きいただきたいと思います。

変更の概要について掲載をさせていただいてございます。

主なものといたしまして、上段から4段目でございます。安定処理工7,500万円の減ということで、安定処理工、当初2万立米ほど見込んでございましたが、実際工事をしましたところ、良質土が思った以上にちょっと確保できたということで、最終的に8,700立米の変更で済んだということで減額となっております。

あと増額の主な要因といたしますと、広場工ということでふわふわドーム、遊具を2基設置、それとあと広場周辺にフェンス等を設置するというようなことで6,500万円、トータルで約1,700万円ほどの増ということでございます。

1枚おめくりをいただきまして32ページには、その変更の箇所等の概要を掲載させていただいてございます。

33ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 何点かお伺いいたします。

まず、資料の31ページの変更になった部署ですけれども、ただいま課長の説明では分かりました。土量がマイナス7,500万円、それからふわふわドーム6,500万円2基ということで、これは非常に将来にわたって子供たち、広場のメインになるものだと思っております。

次には、遊具設置に伴う電気設備の増工ということで900万円から1,000万円になって100万

ということなんですけれども、これは多分ふわふわドームになったのでその分かなと思われ
ますけれども、この確認と、それからその次の水飲みのサービス施設整備工ということでベ
ンチ9基、それから公園利用サインの増工ということで、公園利用サインということ、ちょ
っと耳慣れない言葉なので、これもお伺いします。

それから、その下のあずまや、トイレの仕上げの変更、仕様の変更ということなんですけれ
ども、1,900万円になっています。これは最初からあずまや、トイレ、倉庫というものは最初
からこれ組み込まれていたんですけれども、どれが25から44になったという、この1,900万円
の変更をもう少し具体的にお伺いいたします。

それから、次の図面において、おとといの私の一般質問でも話しましたけれども、32ページ
の図面でいきますと、真ん中の交差点、国道から入ってきてずっと図面の左側なんです。中
段の左側のこれがくぼ地になっている国道ののり面なんです。だから、これは国道さんとし
っかりと協議していれば、これが国道ののりにぶつかってくぼみができないのではなかった
んですかということ、この間、一般質問で話しているんです。ここだけがくぼみになると、
国道の歩道側にフェンスがあるんですけれども、入って来てこの公園内に入ってくると、駐
車場、それから駐車場でない部分、私有地もあると思うんですけれども、その辺が危ないの
ではないかなという思いがします。私有地のほうに入ってくると。その辺の御説明をお願い
します。

それから、祈りの場のところに、今は3.11の石碑も建ってありますけれども、これから戦没
者のほうの忠魂碑を建立するわけなんですけれども、確認なんですけれども、あその場所に一
緒にするのかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の電気の増工でございますが、お見込みのとおり、ふわふわ
ドームの設置に伴いまして増えた分ということでございます。

それと2点目の公園利用のサインということでございますが、確かに公園利用のサインだけ
ではちょっとなかなか中身は分からないとは思いますが、要するに、公園を利用するに当た
って禁止事項とか注意事項とかそういったものを掲示するというので、公園のサインを追
加するというのでございます。

それと3点目のトイレ、あずまやでございますが、あずまやにつきましては、当初、14平米
程度のものを見込んでございましたが、地区の方々等々と御相談の上、ちょっともう少し大
きいほうが良いということでございますので、32平米、倍以上の大きさのあずまやとしたと

いうことでございます。

あとトイレにつきましては、ちょっとすみません、私、当初から見込めているべきはずだったんですが、トイレの中に手すりであったりとか、あとは先ほどもお話出ましたけれども、子供連れの方が子供さんを座らせられるようなベビーチェアとかですか、そういったものを新たにつけたほうがやっぱりいいだろうと、せっかく造るものですからということで、それらに係ります費用で増工ということでございます。

それとあと4点目の32ページのですか、一昨日の御質問にありました件でございますが、前にもちょっとお話をさせていただきましたが、ここは国道等の接点、要は国道と町の境界ということになりますので、なかなか確かに、理想は平らに埋められれば理想的なのは重々承知をしてございますが、国土交通省さんのほうと協議の結果、こういう形になっているということでございますので、なかなか町で思ったとおり全てできるかというところではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っておりますし、あとここは位置づけとしまして緑地というような位置づけになりますので、広場と、広場もある意味広場なんですけど、公園的な利用というのは今のところ想定はされていないということでございます。

あと祈りの場につきましては、先日も同様のお話をさせていただいたかと思いますが、戦没者慰霊碑、それとあと3.11のモニュメント等を併設で今設置をしてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、ふわふわドームは、電気設備の増工は分かりました。

その次に、ベンチ9基とあるんですけども、当初からベンチというのは何個にしていたのでしょうか。400万円のうち、ベンチ。

それから、その下、あずまや、トイレの仕様の変更とありますけれども、あずまやも当時からこの大きさに変わりがなかったと私の記憶では、というのは、当時、かなり大きいものができるから中で子供たちが遊べるような、雨の日でもあずまやの中でボールを入れて中でそういうものを置いてこれでは遊べるなというような質問をした記憶があります。今、お話を聞くと、面積が増えたということなんですけれども、14平米から32に増えたというんですけども、これ間違いないですか。最初から普通よりかなり大きいのができるからという安心した記憶がありますけれども、間違いないですか。

それから、国道ののり面なんですけれども、これは国道さんに協議したかどうか、確認すれば分かることなんですけれども、入り口がフラットになってここもフラットになって、なぜここだけがくぼ地になっているのか。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、その件については先日も今日も何回も議論は尽くしているんじゃないですか。

○8番（及川幸子君） 危ないから言っているんです。今、危なくないと言いましたけれども、あの場所で、ここに来た人たちが、大勢の方々が出入りするの、危なかったら危ないなりにフェンスを置くとかそういう危険回避をすべきだと思うから言っているんです。

そこと御答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ベンチにつきましては、当初見込んではいませんでした。9基を新たに設置するというごさいます。

あとあずまやにつきましては、お見込みといたしますか、ちょっと記憶違いだろうと思われま。過去の議会の中でも、ちょっと広め、2つつけようかどうしようかというような検討をしていますというようなお話をしたような記憶は持っていますが、工事の内容といたしましては、当初考えて発注したものより大きなものをつけるということで変更間違いはございません。

それとのり面の話でございますが、分譲区画といたしますか、調整して建物が建てられる区画が国道沿いに連続しているものですから、乗り入れが4か所ほどつきます。これは乗り入れが連続するためにフラットにできたという理由もございます。多分、これは乗り入れがないと国土交通省さんとの協議の段階で、ここも同じようにオープン、要は側溝にしてくれというお話になったのではないかなと考えてございますので、ちょっとこれはあと、そのとおり国道さんとの協議の結果でございますので、その辺は御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 安全柵をつけるということは今後可能なかどうか。高低差があるのでフェンスが必要だと思われますけれども、危険回避するための措置はするのか、しないのかということです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 現在のところ、設置をする予定はございません。なので、ここは増工というような形で今回は御提示はさせていただいておりません。ただ、今、緑地としての位置づけとなってございますが、今後の利用の仕方によってはまたつけたほうがいだろうということになる可能性もございます。ただ、現段階では設置の予定はないということございます。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 休憩前に引き続き、私もちょっと柵のことをお伺いしたいなと思っているんですけども、参考資料の32ページの左側のほうです。盛土区画のほうの柵のほうをお伺いします。これ形的にはどんな形になるのか、まず1点。

それからもう1点、公園全体のお話なんですけれども、仙台のほうにふわふわドームが設置してある公園、海岸公園って言ったかな、たしかあったと思います。あそこはいろいろ管理者がおられて、子供心をすごくくすぐるようなしつらえでいろいろな企画を導入している公園があるんですけれども、例えばで言いますと、チョークで路面に落書きができたりとか、もう本当に泥だらけになるぐらいのスコップが置いてあったりして泥遊びができるとか、いろいろ子供心をすごくくすぐるような企画が盛りだくさんな公園がございます。ここは公園というよりは、先ほどの答弁の中で緑地であって、あくまでも公園施設という考えだとは思いますが、歌津地区にできる公園としてようやく設置されて、近くにハマーレという場所があって、歌津地区にとっては物すごく起爆剤になるような公園であるのではないかなと私は捉えておまして、これを今々どうこうという話じゃないにしても、いずれここをきちんと、管理者を置けとまでは言いませんが、いろいろなしつらえをあてがえるような全体的に見て本当ににぎわいをきちんと創出できるような方向性の考えがあらわれるのかどうか、そこをまずお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、1点目の質問につきましては私のほうから御説明させていただきます。

32ページ、今、御質問のございました区画境界柵と呼ばれるものということによろしいでしょうか。これにつきましては、国道さんとの協議の中で乗り入れ口が各区画につくわけなんですけども、乗り入れ間は行き来されては困るので区切ってくださいというちょっと国土交通省さんからの指示がございまして、車両が区画間に行き来できないようにするというので、たしか、すみません、間違っていたら大変申し訳ないんですが、1メートル20程度のフェン

スをつけろということでの国土交通省さんからの指示でつけるというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 2点目は私のほうから答弁させていただきますが、ふわふわドームにつきましては、ハマレ歌津の皆さん等を含め、あるいは地域のPTAの皆さんとか含めてふわふわドームに対する期待が非常に大きくて、ほかの遊具よりもふわふわドームでいいということで、最初は1基だったんですが、小学生以上の子供たちとそれから小学生以下の子供たちが一緒だとちょっと危険だということで、急遽2つにしました。それから、3つの山があるのは、小学生用、それから2つの山のほうは小学生以下の子供たちで何とか事故を防ごうということで設置をするんですが、今、須藤議員がおっしゃるように、多分、ここは歌津の1つの核になる場所だと思います。

このふわふわドームを作ってそれで終わりでもいいのかというのはまさしく須藤議員のおっしゃるとおりで、実は過日、私、道の駅の東北の会議があって、福島の道の駅に、できたばかりなんですよね、今年の3月か4月かな、完成したとき、すぐその道の駅の隣に子供たちが無料で遊べる屋内のあるんです。いわゆるうちの町でいえばズレング、FC材を使って子供たちがいろいろな遊び方をするという、そういうのを自由に遊べるし、中に砂場もあるんですよ、室内に。非常に人気が高くて子供たちいっぱいなんですよ。

こういう施設っていいなと思って私も帰ってきたんですが、いずれここにふわふわドームができたときに、その近くにそういった施設があると、ある意味、子供たちの集まる場所というのが、ハマレ広場に子供たちが集まるような1つの顔になっていくんじゃないかと思っていますので、今の時点でいつやるとかということではなくて、やっぱり次の展開というのは、ふわふわドームはアウトドアなんで、そういったインドアで子供たちが遊べるようになれば、雨が降っても何があっても晴れても雨でも、ここに子供たちが寄ってくれるような場所になっていくのかなという期待もありますので、そういうことを今後検討していきたいなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 町長の答弁いただきましたので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、柵のお話を伺ったのは、過去にいろいろ、復興住宅にしてもそうですけれども、造成区画に柵をあらかじめ設けるという話はなかったかなと記憶しているんです。L型の擁壁にしても、そこに土地を設けられた方の責任で個人個人でやっていたなという記憶があっ

たものですから、理由を聞いただけでありありがとうございます、分かりました。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 何点かお聞きしたいと思います。

まずは、ちょっと図面を見ながら南側整備工事、本当に形が見えてきてやっと、時間かかりましたけれども、オープン見通しが立ってさあいよいよというところであると思うんですが、32ページの図面を見てちょっと確認したかったのが、うみべの広場にはなくてこちらにあるのが水飲み場なんです、ずばり水飲み場の感染対策というのはしっかりお考えでしょうかという部分をまずお聞きできればと思います。

2つ目なんです、須藤議員おっしゃるとおり、本当に起爆剤にまさになっていくスペースということで認識しておりますので、ただ多目的広場はもちろんありますし芝生の部分もありますけれども、歌津の南側の部分については何かイベントが開けるスペースというのはやっぱり考えていらっしゃるのかどうか。それとも、あくまでハマーレ歌津側の商店街が従来どおりのお祭りですとかイベントをやる際のスペースなのか、公園というか南側はあくまで憩いの場とするのか、ちょっとその辺もう1回整理したいなということでお聞きしたいと思います。

3つ目なんです、工期が3月24日ということで表記されております。前からお話あったように、前段のハマーレ歌津の6周年が恐らく目標になるのかなと思うんですが、もうこれは南側のエリアもオープンについてはやはり6周年のイベントに合わせてお考えなのかどうか、開設日というかオープン日というか、その点お伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の水飲み場の感染対策ということでございますが、確かに水飲み場のほうを置くこと自体どうなのという議論はございました。今、コロナ感染症がまたちょっと増えてきているというような状況もありますので、状況状況に応じて、つけてはあるんですが、ちょっと時期を見て当面の間使用禁止とか、そういった形で使用を制限するというような形も含めて今後ちょっと検討することとなろうかと思えます。

それと、イベントの関係はちょっと私が答えるべきものではないかもしれませんが、やはりおっしゃったとおり、基本的にはイベントはハマーレ、こちらが公園と、ただ利用の仕方とていろいろ、芝生広場とかですか、利用の仕方はいろいろできるかと思えますので、その辺はちょっと地区の方々と御相談しながら今後決めていくようになるのかなと思ってござい

ます。

それとあと、最後の3点目ですか、6周年に合わせてというお話でございますが、それにつきましても、昨日、商工観光課、企画課のほうで地区のほうとちょっと懇談会を開催した際に、やはりそういった御希望があるということなので、それに合わせた形で何とかオープンをしたいとは考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まだ感染状況がなかなか収まらないということもありますので、ぜひ、せっかくオープンすることもありますし、ここから、公園の部分がどうしても屋外ですから感染のリスクは低いのかもしれませんが、低いからこそ、やはり水飲み場というのは今どこのお寺さんとか神社に行ってももう対策もされていますし、そこはしっかりまたやっていただくように申し上げておきます。

あとにはぎわいの創出、ある側面でいえば、ここは町民の皆様ですとか訪問者の皆様の憩いの場、遊び場になると同時に、やはり起爆剤というからにはにはぎわいの創出も考えていきたいなと思います。特に夏まつりは、今年の夏まつりはもう恐らく史上最高人が集まったんじゃないかというぐらい歌津の祭り盛り上がりしました。同時に、私も足を運んだんですが、もう全部駐車場がなくて、ふだんは駐車場必要ないような状態かもしれませんが、ちょっと有効にスペースを使っていくためにも、そういったことも考えていかなければなと同時に、商業スペースというか店舗が今まだ1店舗ということで、ちょっとなかなか、ほかのスペースはどうかというところは頭をひねる必要性があるかなと。

そういう意味で、昨日の一般質問でも答弁いただきましたが、もし、ずっと恒久的ではないんですけども、例えば、スペースをもし使うとすれば、今の話の流れでいくと木育というのも非常に大事というお話が出ていますので、何かインドアという言葉もありましたので、例えば、店舗スペースを何か一時的、臨時的でもいいのでイベントスペースとして、例えば、子供たちの木育の遊び場ですとか木に触れるものが展示されているとか、何かそういったこともぜひ御検討いただきたいなという気持ちでおります。

そのお考え、店舗が募集されないからといってそこをそのままにするのではなくて、そこをしっかりと進めていくのかどうか、ちょっとその部分も、もちろん町民のハマーレの皆様の声も必要ですので、その部分もしっかり考えていけるかどうか、そこをお聞きしたいと思えます。

あとオープン日については、本当に4月が歌津にとっても新たなスタートになるようなそん

な日にできればなと思いますので、そこは答弁は結構ですので、しっかりと進めていただきたくお願い申し上げます。

今の2番目の部分だけお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 現在、区画整理したほうの土地については、何回か更新をさせていただいて、今、随時の募集という形態を取らせていただいているということでございます。この前も答弁させていただきましたが、現在申込みをいただいているのは1店舗ということでございますので、基本は、引き続きは民間の皆様の投資という部分を中心には検討させていただくということです。全てを町が利用してしまうというのもこれはどうなのかという部分も当然ありますけれども、先ほど木育という話の中で、また町長からはインドアというような部分のお話もありましたので、いろいろ可能性は今後引き続き探っていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第50号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第50号町道路線の認定についてを御説明申し上げます。

本案は、歌津伊里前地区において、新たな町道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第50号町道路線の認定について細部説明をさせていただきます。

議案書は55ページとなります。

路線は2路線ございまして、先ほどの伊里前南側整備に合わせて整備している道路でございます。伊里前南1号線、伊里前南2号線ということでございまして、起点、終点については記載のとおりでございます。

幅員につきましても記載のとおりでございます。

延長に関しましては、国道からの乗り入れのメインとなります1号線につきましては85.4メートル、あと枝線になります2号線につきましては延長58メートルとなっております。

あと議案関係参考資料2冊のうちの2、34ページを御覧ください。こちらのほうには位置図を添付させていただいております。

35ページには、詳細な番地も含めた平面図を添付させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第51号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第51号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第51号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、戸倉地区における町道路線の起終点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第51号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

議案書は56ページとなります。

路線名、波伝谷坂本線でございます。

変更の理由といたしましては、国道398号線との改良が終わりまして、県との管理区分等の調整が整いましたことにより変更するものでございます。起点、終点ともに変更となるものでございます。

番地につきましては記載のとおりでございます。

幅員についても記載のとおりでございます。

延長につきましては、変更前は1,517.6メートルでございましたが、変更後は1,385.6メートルになるものでございます。

議案関係参考資料の36ページを御覧いただきたいと思います。こちらのほうには変更前後の路線の位置図、それと37ページには起終点も含めた詳細の平面図を添付させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけお願いしたいと思います。

まず、参考資料37ページなんですけれども、赤い地点のところは国道に上がるわけなんですけれども、以前の終点と書いてある青い部分なんですけど、短くなった分の道路の扱いはどのような形になるのか。町道でなくなるということですので、そのところを伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） お見込みのとおりでございます。路線が全てこちらの赤いほうですか、新認定のほうに変更となっておりますので、町道としての扱いではなくなるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） この短くなった部分の先に民家とかありますが、道路の今後の保守管理というんですか、そういったことは町道から外れたということで何ら影響はあるのかないの

か、その点。そういった場合、ここの部分の道路は以前の赤線、青線みたいになるのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、それもしかしたら、次の議案かと思われまので、すみません。

○議長（星 喜美男君） どうなったの、じゃあ。（「分かりました」の声あり）

ちょっと暫時休憩をいたします。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

今野雄紀君、分かりましたか。（「はい」の声あり）

では、須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） すみません。ちょっと道路の話というか道路に面している沼について伺います。

以前、痛ましい事故があったという話で、危険箇所を点検されて安全柵やそういう対策を取られているかと思うんですけども、その進捗、ここに限らず何か所か町内にもあったかと思うんですが、その辺りお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 明神沼でございますけれども、工期が今月末ということになっておりましてまだ完全に完成はしておりませんが、いずれ年内に完成する予定でございますし、ほかの危険箇所の池、沼に対しましても安全策を講じておりますので、明神沼以外は全て終了しています。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 10番議員が分かりましたと言ったのでそれでいいんですけども、私がかかっていないのもう一度聞きたいんですけども、議案第51号のお話ですよね、今。波伝谷坂本線、参考資料の37ページで、赤いラインと青いラインがあって、青いラインが変更前で赤いラインが変更後です。矢印のトンがった先っちょ、図面の右側でいうところが短くなっていますよね。ここの短くなったところはどうなるんですかという質問に対して、町道ではなくなりますという返答だったと思います。

ちょっと先のことを言うとあれなんです、議案第52号を資料1ページめくると、51号で短くなった分、52号が長くなっているように思うんです。町道でなくなっていないと思うんですけれども、そこちょっとはつきりさせておいたほうがいいかなと思うので一応確認したいんです。

○議長（星 喜美男君） いや、私も37ページだと思って聞いていました。

○6番（後藤伸太郎君） それで、だからこのままだと町道ではなくなるという議事録だけが残りますので、もしそれが違うのであれば訂正していただいたほうが良いと思いますので、再度質問いたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変失礼をいたしました。おっしゃるとおり、路線の区域が変更になって、すみません、先ほど町道でなくなるというお話をしてしまいましたが、この青い部分につきまして別路線で認定ということになりますので、お詫びを申し上げ、訂正をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。じゃあ、今野議員もよろしいですね。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第52号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第52号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、戸倉地区における町道路線の起点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第52号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

議案書は57ページとなります。

坂本東線でございます。変更となるのは起点位置が変更となります。変更となる番地につきましては記載のとおりでございます。終点に関しましては変更はございません。

幅員も掲載のとおりでございます。

延長に関しましては、変更前が233.5メートルだったものが、先ほどの51号で路線の延長が短くなった分長くなるということで326.9メートルになるものでございます。こちらにつきましても、変更の理由といたしましては国道398号線との管理区分等の調整が整いましたことから変更となるものでございます。

議案関係参考資料の38ページには一律の、それと39ページには番地も付した詳細図を添付させていただきます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第53号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第53号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第53号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は、名足地区における町道路線の起点位置の変更について、道路法第10条第3項におい

て準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第53号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

路線名は名足中山線でございます。起点位置の変更のみとなります。それで、起点位置につきましては、名足8番1地先ということで番地に変更はございませんが、位置が若干ずれてございます。

延長を御覧いただきますと、変更前が198.1メートル、変更後が189.7メートルということでございまして、議案関係参考資料の40ページをお開きいただきたいと思います。起点位置が泊崎半島線の改良工事に伴いまして若干南側に移動したことによりまして、延長が短くなっているというものでございます。

41ページには、番地を付しました詳細の平面図を添付させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点確認させていただきます。

資料のほうの40ページ、ただいま課長の説明ですと短くなったということなんですけれども、泊崎半島線拡幅、この場所は道路が拡幅された場所と解しておりますけれども、短くなった要因はそれでいいのか。もう少し具体的に短くなったという要因をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 道路改良工事、県の泊崎半島線の接道1につきましては、南側のほうに幅員が拡幅されてございます。それに伴いまして、起点1も押されたというような状況での変更となります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第54号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第54号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第54号町道路線の変更について御説明申し上げます。

本案は、名足地区における町道路線の起終点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第54号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

議案書は59ページとなります。

路線名は名足支線でございます。

変更の理由は、先ほどと同じ県道泊崎半島線の改良工事に伴いまして、起終点位置ですか、管理区分の調整が整ったことによる変更でございます。

起点、終点位置につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

幅員につきましても記載のとおりでございます。

延長につきましては、先ほどと同じように県道のほうの道路幅員の拡幅によりまして延長が短くなっている、あとは取付け位置が若干変わっているということでの変更となります。

延長につきましては、変更前が162.9メートル、変更後は136.4メートルとなるものでございます。

議案関係参考資料、42ページには位置図を、43ページには起終点の番地も付しました詳細の平面図を添付させていただいております。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第55号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第55号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第55号町道路線の変更について御説明申し上げます。

本案は、名足地区における町道路線の終点位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第55号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

議案書は60ページとなります。

路線名は名足小学校線でございます。

起点位置に変化はございません。終点位置がやはりこれも同じように県道泊崎半島線の改良工事によりまして、若干南東側に道路線がシフトされたことによりまして変更でございます。終点位置付近につきましては記載のとおりでございます。

延長につきましては、県道路線が海側のほうにシフトしたことによりまして、変更前が358メートル、変更後が363メートルとなるものでございます。

議案関係参考資料の44ページには位置図を、45ページには起終点の番地も付しました詳細の平面図を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。1点お伺いします。

ここ県道泊崎半島線が拡幅されて道路状況がよくなって、地元の人たちはすごく利便性に富んで安心して交通ができております。ただいまの議案は町道路線の変更で、その関係で、距離が若干の移動があったことなんですけれども、それに伴いまして、ここの道路は今体育館の工事をなさって来年には立派な体育館ができるわけですけれども、しかしあの体育館は避難所にはならないという説明を受けておりました。

そうした場合、この路線は、子供たちが避難して高台に避難する場所でございます。あそこは狭隘で木々が、途中なんですけれども、木々がトンネルのように覆いかぶさっているところなので、子供たちの避難経路としては不適切だなという思いがあります。今後、これを整備、今、軽トラックがやっと通れるような状況でございます。出口の町道名取線のほうに行くと、民家もできてそこまではちゃんとした道路ができていますけれども、この線を拡幅整備する計画を今後していただきたいと思っておりますけれども、その可能性、将来的に向けてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当該路線の管理につきましては、意を用いて行ってまいりたいと思います。

現段階で改良の可能性というお話でございますが、現段階におきましては改良する予定等はないでございます。今、当該路線につきまして一次改良ということで舗装までは進んでいるということございまして、今後する、しないという回答につきましては、関係課等々と御相談等はさせていただきたいと思っておりますが、今の現段階では予定はございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） せっかく体育館ができて避難所になればいいんですけれども、避難所に指定できないようですので、ぜひここは今後の整備計画の中に入れて、車、人が避難できるような状況にしていだけますように特段の配慮をお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 0 8 分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 1 議案第 5 6 号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第56号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第56号財産の取得についてを御説明申し上げます。

本案は、南三陸町地方卸売市場で使用する電動フォークリフトの取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第56号財産の取得について細部説明をさせていただきます。

議案書の61ページの細部につきましては、議案参考資料46ページを御覧になっていただければと思います。

業務名が、電動フォークリフト購入業務であります。

業務内容は、町の施設である地方卸売市場に導入する電動フォークリフト4台の購入でございます。

仕様につきましては、最大荷重3トン車1台、2.5トン車3台で、3トン車はフォークの長さが1,900ミリ以上、2.5トン車はフォークの長さが1,000ミリ以上で、各車とも塩水によるさびや腐食に強い水産仕様となっております。

高度衛生管理型の市場といたしまして、今回の購入により町管理設備のフォークリフトは全て自然環境に配慮した電動フォークリフトとなり、排気ガスのない場内環境の下で安心・安全な水産物の提供が可能となりましたので、さらなる市場の付加価値向上を図るものでござ

います。

次に、47ページを御覧いただきますが、入札執行日は令和4年10月25日、入札方法は制限付一般競争入札として御覧の2者が参加をしております。

予定価格につきましては1,566万円に対し、入札執行の結果、最低額が1,011万3,000円となり、トヨタエルアンドエフ宮城株式会社が落札しております。

参考といたしまして、48ページに売買仮契約書の写しを添付しておりますので御覧いただきたいと思ひます。

なお、先般、9月会議におきまして債務負担の承認を得ておりますので、納入期限につきましては令和5年6月30日までとしております。

以上、細部説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第57号 新たに生じた土地の確認について

日程第13 議案第58号 字の区域の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第57号新たに生じた土地の確認について、日程第13、議案第58号字の区域の変更について、お諮りいたします。以上2案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本議案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第57号新たに生じた土地の確認について及び議案第58号字の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、第二種伊里前漁港区域内の公有水面埋立ての認可を受けたことから、地方自治法第

9条の5第1項の規定により、本町の区域内に土地が新たに生じたことを確認するとともに、同法第260条第1項の規定により、歌津字町向の区域を変更するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第57号新たに生じた土地の確認についてと議案第58号字の区域の変更についてを一括で御説明させていただきます。

初めに、議案第57号新たに生じた土地の確認についての細部を説明いたします。

議案書は62ページ、議案関係参考資料は2冊のうちの2、49、50ページになります。

本議案につきましては、伊里前漁港の伊里前川右岸の物揚場工事に伴う公有水面の埋立てについて、宮城県知事より竣工が許可されたことに伴い、新たに生じた土地の確認の手続を行うものであります。

これまでの経緯を簡単に御説明いたしますと、当該埋立てにつきましては、令和2年4月に公有水面埋立免許を取得、災害復旧工事を実施し、本年8月に公有水面埋立法に基づく竣工変更認可を得たものでございます。

位置などにつきましては議案関係参考資料のとおりでございます。竣工認可された面積は275.90平方メートルとなっております。

続きまして、議案第58号字の区域の変更についての細部を説明いたします。

議案書は63、64ページでございます。参考資料につきましては、57号と同じページを御覧いただければと思います。

本議案につきましては、伊里前漁港の伊里前川南側の物揚場工事に伴う公有水面の埋立てにつきまして議案第57号において新たに生じた土地の確認に伴い、今後、不動産登記など手続が必要となるため、字区域を変更するものでございます。

議案関係参考資料の50ページに区域明細図がございますが、黒い点線が現在の歌津字町向の字境で、赤く着色を埋立てした土地までを今般町向方とするものでございます。

以上、簡単でございますが、細部説明とさせていただきますのでよろしく御願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 区域の変更については問題ないんですけれども、この図面を見ますとこの護岸、竣工前と完成のした図面があるんですけれども、これを埋立てすることによって干

潮時であっても下に下がれないようなんですけれども、そう解してよろしいのか。以前、ここはよくアサリ掘りする場所だったんですけれども、そういうことができない状況なのかなと思われまますけれども、その辺、確認の意味でお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、お見込みのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、伊里前、川口、この辺りは今後とも将来的にもアサリ掘りなどはできない、そういう状況下にあるということによろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ここの漁港施設は物揚場ということになりますので、二種漁港で県管理ということでございますが、物揚場でございますので船が常時つけられる水深ということになりますので、この物揚場全面でのアサリ掘りというのは事実上できないと。

ただ、脇のほうといたしますか、川沿いの防潮堤沿い辺りでは従前どおり捕れるのではないかなとは思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、物揚場を重要視したということによろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 物揚場を重要視といたしますか、これは当然ながら県事業でございますが、地区のほうと御相談の上、施工してございますので、地区住民の方々も御了承の上での工事と認識をしてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第57号の討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号の討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第59号 令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第59号令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第59号令和4年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明を申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策として行う事業に係る所要額を計上したほか、電気料金高騰に伴う経費の増額など緊急性、特殊性のある事業に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第59号令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）の細部説明を行います。

補正予算書の2ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,542万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億8,387万1,000円とするものでございます。

補正額を加えて、通常分が114億6,646万8,000円、率にいたしますと89.7%となっております。残り震災復興分が13億1,740万3,000円で、率にしますと10.3%となります。

次に、3ページからの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。

まず歳入ですが、14款国庫支出金13.7%、15款県支出金4.8%、16款財産収入0.8%、17款寄附金3.0%、18款繰入金7.7%、20款諸収入1.6%、21款町債15.2%、補正されなかった款項に係る額が53.2%となっております。

次に、歳出でございます。

1款議会費0.8%、2款総務費21.8%、3款民生費16.2%、4款衛生費10.4%、5款農林水

産業費7.8%、6款商工費5.6%、7款土木費5.9%。

次に、5ページになりますが、8款消防費が4.5%、9款教育費につきましては10.9%、10款災害復旧費8.4%、13款予備費0.4%、補正されなかった款項に係る額が16.3%となっております。

次に、6ページになります。

第2表地方債の補正でございます。3つの事業の変更となります。

1つ目の漁港整備事業につきましては、志津川、波伝谷、2つの漁港の県営漁港の整備事業に対する町負担金となっております。

2つ目は、河川維持事業の追加に伴う変更です。対象は桜葉川ほか2河川のしゅんせつ事業です。

3つ目の農林水産業施設災害復旧事業につきましては、災害査定に基づく変更となります。今年3月に発生した福島県沖に係る清水漁港の防潮堤の災害復旧事業分でございます。

続いて、予算の詳細を御説明いたします。

10ページからを御覧ください。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金につきましては、地方債補正でも触れましたが、福島県沖地震の災害復旧事業、清水漁港に係る国庫の負担金でございます。

同じく14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金5,547万3,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加となっております。

2目の民生費国庫補助金、生活支援臨時特別事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、生活、暮らしの支援が受けられるよう、住民税の非課税世帯などに対する国の臨時特別給付事業でございます。1世帯当たり5万円を支給する事業費補助金並びに事務費補助金相当額でございます。

12ページにまいりまして、最上段になります。

17款1項2目ふるさと納税寄附金につきましては、寄附金額が3,000万円増額となる見込みにより追加するものでございます。

18款繰入金は、それぞれの歳出需要に応じて繰入額を増額補正しております。

13ページの21款の町債につきましては、先ほど地方債補正で申し上げたとおりでございます。

続いて、14ページからの歳出になります。

最初に、全体的な補正になっている部分について御説明いたします。

先般、御決定いただきました給与等の改定により、給与につきましては増額補正となっておりますが、職員手当につきましては、本来であれば今般の改定により増額となるところでございますが、4年度の当初予算成立後に令和3年の人事院勧告のマイナス勧告が反映された関係で、全体的には減額補正という形になっております。また、各施設などの電気料につきまして、定期料金の値上げに伴いまして一般会計分で1,417万4,000円の増となっております、各款項目で増額補正という形になっております。

15ページの2款1項8目交通安全対策費14節工事請負費につきましては、カーブミラーの設置でございまして、住民や区長などから要望のありました5か所に追加で設置をするものでございます。

12目のまちづくり推進費につきましては、ふるさと納税寄附額の増加に伴います返礼品等の経費の追加でございます。

16ページから18ページの中段までは、主に給与改定と人件費に係る追加の補正となっております。

18ページの3款1項1目社会福祉総務費19節扶助費のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、歳入でも触れましたが、国の非課税世帯などへの生活、暮らしの支援ということで、対象世帯1世帯当たり5万円、1,300世帯を見込み、計上しております。

その下段、犯罪被害者等支援金につきましては、先般、条例制定の御決定をいただきましたことにより、経済的な支援として見込み計上をしているものでございます。

19ページ、4目障害者福祉費の22節につきましては、事業費の確定に伴う返還金となっております。

20ページにまいりまして、3款2項1目児童福祉総務費の22節につきましても、事業費の確定に伴う返還金となっております。

以降は主に人件費等の補正でございまして、23ページをお開き願います。

4款4項1目上水道費、水道事業会計補助金につきましては、東日本大震災に係る災害復旧事業の震災特交の精算分でございます。

5款の1項3目農業振興費18節の上段、燃油価格高騰対策支援事業補助金122万円は、議案関係参考資料の52ページに關係資料を添付しておりますが、地方創生臨時交付金事業の1番の事業でございまして、施設園芸農家に対して燃油購入費用の一部を助成するものでございます。

その下段、飼料価格高騰対策支援事業補助金115万3,000円につきましては、関係参考資料の52ページの2番の事業でございます。肥料購入費用の一部を補助するものでございます。

同じく19節飼料等価格高騰対策支援金につきましては、参考資料の3番の事業で、畜産農家に対し飼料代の一部を支援するものでございます。

次に、予算書24ページになります。

5款3項4目漁港建設9,000万円は、地方債補正でも触れましたが、2つの県営漁港整備に係る町の負担金となっております。

同じページの6款1項2目商工費、高圧電力利用事業者電気料金支援事業につきましては、関係参考資料52ページの4番の事業です。高圧電力を利用している事業者に対して、電気料の一部を支援するものでございます。

それ以降、26ページまでは人件費等の補正です。

次に、26ページの2目道路維持費ですが、道路維持費の一部に森林環境整備基金を活用して、林道に接続するための町道の修繕工事費を計上しております。

7款3項2目河川しゅんせつ工事は、桜葉川、松坂川、門前川の3つの河川のしゅんせつ工事費となっております。

次に、それ以降から32ページにかけての9款教育費は、小中学校それぞれ学校施設整備工事のほか、人件費、光熱費の補正が主なものとなっておりますが、30ページの5目生涯学習推進費8節の旅費につきましては、本別町で実施予定のふるさと交流研修会に係る旅費を計上しております。

最後に、31ページの下段になります。

10款1項3目の福島県沖地震漁港施設災害復旧工事は、清水漁港防潮堤の災害復旧工事費となっております。

32ページの13款予備費につきましては、財源調整による補正でございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。6番後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） じゃあ幾つか、3点ぐらいになるんじゃないかなと思いますが、お伺いいたします。

まず1つ、ちょっとページ数が行ったり来たりしてしまうと思うんですが、議案関係参考資

料の52ページにコロナ対策事業ということで4つ挙がっています。それぞれ大変苦境に陥っている皆さんへの支援ということですので事業に対してどうということではないんですが、財源の予算消化がなかなか見えづらいと思いましたが、ちょっと確認させていただきたいなと思っておりました。

だから、ページ数でいうと、歳出から見ればいいですかね、23ページ、農林水産業費に1番、2番、3番の事業が出ていて、財源内訳を見ますと国県支出金の特定財源であるということなので、1番、2番、3番の事業は国からの補助、これ歳入で見ますと10ページの14款国庫支出金の一番上の段でしょうかね、5,547万3,000円、ここから充たっているのかなと。そうすると、金額が合わないので残りは一体どこなのというのが4番の事業、事業者の支援と高圧電力の関係です。これ支出に戻ると6款ですから、24ページ、商工費の一番最下段、高圧電力利用事業者電気料金支援金5,100万円と。ただ、この5,100万円を足すとちょっと足りないというか、はみ出るんです。財源内訳を見ると、国県支出金が4,178万2,000円に対して一般財源が921万8,000円入っています。この4,178万円のほうを足すと、先ほど言った10ページの55473という数字に合うのかなと思っているので、その認識でよいかです。

もう一つ併せて聞くとするならば、4番の高圧電力利用事業者への電気料金の支援事業だけ、町の財源、一般財源が投入されております。その割合が何だかはっきりしないというか82対18みたいな謎の割合なんですけれども、その辺りどういういきさつなのか、ちょっと伺ってみたいなのというのが1つ目です。

それから、2つ目は、ふるさと納税のお話、15ページ、歳出のほうに2款総務費の12目まちづくり推進費の中に、ふるさと納税の寄附者謝礼またはふるさと納税支援業務委託料ということで出てまいります。ふるさと納税の寄附が予想を超えて集まったために、歳入もそうですけれども、歳出のほうでも増額補正という認識でよいのかどうか、まず1点そこを確認したいと思っております。

それから、すみません、31ページ、10款の災害復旧費の中で先ほど福島県沖地震による清水漁港の防潮堤について修繕が必要だというようなお話がありました。関連してお伺いいたしますけれども、様々漁港施設、震災復旧によって防潮堤なり漁港の物揚場、船着場、様々整備されてまいりました。大がかりな工事が一定程度終わって、ただ、その後、地盤の隆起であるとか様々な要因があるんだろうと思いますが、出来上がったもののところに隙間が生じてきたり、日々使用している漁業者の方から何かちょっとおかしいなと、状況が変わってきたなど、昔はこんな隙間なかったのになというようにお話がちらほら聞かれていると伺ってお

ります。その辺り、まずは町としてちゃんと把握して、町管理、県管理、いろいろあると思いますが、町民の漁業者の皆さんが使っているという面から考えれば、そういった声が上がった場合には速やかに調査していただきたいなと思っておりますが、その辺りの情報収集がしっかりできているかどうか確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 1点目のコロナ関連事業に対する一般財源の割合的なものというお話でございましたが、特に割合があるわけじゃなくて、今回の4つの事業を足し合わせますと920万円ほど一財が必要だということで、それぞれにばらけるというよりは1か所に同額の一般財源を充当したと。予算編成上の問題だと思いますので、御理解よろしくをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 2点目の御質問のふるさと納税でございますが、現時点で、納税額については先ほど総務課長が申し上げた金額が集まっているということではなくて、今年度の状況と、今、ふるさと納税の支援業務を委託させていただくんですが、委託業者との調整をさせていただいて、今年度の年度末の見込額として7,500万円というところに目標をひとつ定めさせていただいたというところでございますが、それに対して随時謝礼とか必要経費が出てまいりますので、今回、その分を合わせて予算計上させていただいたということでございます。

参考までに、昨年度の決算額は6,000万円ぐらいだったということで、今回は7,500万円ぐらいという見込みを立てましたので、2割ぐらい増加するだろうという今見込みを立てて予算計上させていただいているというようなことでございます。

さらに加えますと、前年と今年度の収入の状況を比べますと、現時点ではほぼ前年と同じぐらいの水準で来ておりました。ふるさと納税は、年度の後半に向けて特にこの12月という時期が一番寄附を頂戴するという時期になりますので、ここから数字は大分寄附額が伸びていくという見込みを立てているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 3点目の御質問でございますが、漁港施設につきましては、震災復興にかかわらず今回の災害復旧で被害がなかったものも含めまして定期的に調査等やっておりますが、確かに防波堤がちょっと若干口が開いてきたとか、あと欠損あるとかそういったものにつきましては、一定程度といいますか漁港において定期的に検査をしてございまして、それに基づいて県を通して予算取りをして適宜そういった箇所については直す、修繕し

ていくということで計画を立ててございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 1点目、予算計上の様々な手法があるということなので、てっきり農業、畜産業は国で面倒見るけれども、商工業は国で面倒見ないよという話なのかなと思ったから、そうではないということですね。では、その認識は改めておきたいと思います。

4番目の事業者への支援ということで、事業名が高圧電力利用事業者ということになっています。なので、工業もしくは商業に対しての支援なのかなと思うのですが、やはりこういったコロナ対策の事業、どこかで線が引かれるといたしますか、町内のあらゆる皆さんに対して支援するというのは難しいのであろうと思いますので、今回のこの事業はどの辺に支援をいただける人、いただけない人の差があるのかということを知っておきたいなと思います。

それから、2点目、ふるさと納税なんですけれども、前年度と同水準で来ていて今後も増えていく、年末、非常に寄附が集まりやすいと。これには南三陸町という名前そのもののPR、広告、宣伝というものも非常に重要なと思います。先般、みやぎふるさとCM大賞というのが、民間の団体というか民間のコンテストですけれども、大賞を受賞したというニュースを耳にいたしました。ふるさと納税に関連して町内で作成したそういうCMが大賞を取って、テレビでも放映されますし、このニュース自体をやっぱり町民の皆さんにも広く知っていただきたいし、そこで作成された動画、音楽なりを広く外に向けても発信するチャンスですから、これはふるさと納税に限らず町のPRにぜひ生かしていただきたいと思いますので、この大賞を取ったということに対してどのように後押ししていくのかという姿勢を伺ってみたいと思っております。

3点目については、分かりました。それぞれ細かな要望がたくさん建設課に届くと思いますので、一つ一つ丁寧に対応していただければと思います。

1点目、2点目お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 1点目の高圧電力利用事業者の支援事業についてなんですけれども、こちらの今回見込んでいるのは要件を満たす事業者として法人、個人事業主ということで、行政機関は除くものを対象としております。

また、事前に電気事業者のほうに照会をかけましたところ、町内で約140件の契約があるということで、こちらこの140のうちから行政機関と公共施設は省いた件数ということで、約100件の事業者様に事前調査を行わせていただきまして、そちらの回答は約半数だったんです

けれども、恐らく回答漏れだったりとかそういったこともあるだろうということで、予算のほうの積算根拠としましては、約70事業者を見込んで積算をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 2点目のCM大賞の件について回答させていただきます。

応募に当たりまして視聴させていただいたときに、職員同士でこれ大賞いけるんじゃないのと思っていたんですが、実際に結果、大賞をいただいたということで非常に喜んでいてということでございまして、その応募のパネルは早速2階に上がるところの掲示板に掲示をさせていただいて、PRを始めさせていただいているというところでございます。

なお、今、スケジュール調整をしていたんですが、出演いただいた子供たちに役場のほうにおいでいただいて、当時の状況なんかも聞きながら、またそういう状況も含めて情報発信をしながら、特に今回は年間120回、それから東北地方にも放映されるということでございますので、これもいいきっかけになるだろうと思っていますので、ふるさと納税の場においてもPRをしていきたいということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） じゃあ、3回目ということで、1つ目、高圧電力利用事業者、高圧化、低圧化で分けるということでいいんですか。だから、電気屋に勤めていたときの記憶を呼び覚ませば、キュービクルを置いてある施設が対象になるという話なのかなと思うんですけども、事前の回答をいただいたところだけではなくて、やはり何かと皆さんお忙しいところ、事前の回答に応じていただけないところに対しても見込み計上するということでありますので、今回は使用者より電力量というか電力の設備の形式によって境界線があるという認識でよいのかどうか、1つだけ最後にそこだけ確認しておきたいと思います。加えて言えば、それ以外の事業者、今回対象にならなかった事業者に対しては今後どのように対応していくか、ひとつお聞かせいただければと思います。

それから、2点目のみやぎふるさとCM大賞に関しては、小さなお子さんたちがダンスに乗ってさんさん南三陸というところをアピールしていくと。恐らく知らない方も町内にもたくさんいらっしゃると思うんです。なので、例えば、その音楽を、防災無線の昼の音楽だとか5時の音楽だとかありますね、ああいったものに期間限定で入れ替えてみるとか、またはマチドマのテレビというかああいう画面がありますが、ああいった場所で定期的に流してみるとか、通っている保育所、幼稚園、小学校、いろいろあると思いますが、そういったところに対しても何かPRになるようなお知らせをしてあげて、ぜひ、ただ外から客観的に評価さ

れましたよ、とても素晴らしいことなんですよというのを、親御さんは知っているでしょうが、それ以外の皆さんにもぜひ知っていただいて、そういった活動の盛り上がりにもつなげていければいいんじゃないかなと思いますので、さらに今後、何か新しい取組ができるんじゃないかと思いますが、展望についてもう一度だけお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 議員おっしゃられるとおり、お見込みのとおり、高压電力利用事業者ということで今回は対象とさせていただきます。

それと、今回、こちらの制度設計に至りましては、今年度に入って関係産業団体からの要望であったりですとか、それから産業団体関係の会議場において、このような形の支援を望む声というのがこちらにも直接届いておりましたので、それを早急に形にさせていただいたという結果になります。

今回、これに該当しない事業者も多数おりますけれども、これについても、これまでも様々な支援事業等々進めておりますので、国の交付金の状況ということもございますけれども、引き続き地域事業者様のニーズを聞きながら検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 既に担当のレベルではそういうアイデア出しが始まってございまして、御紹介いただいたような方法も含めて検討しているところでございまして、特にSNSですか、町のブログですとかユーチューブですとか、そういったものについてどんどんPRをしていって多くの人に目を触れるような仕組みをつくっていきたいなと思っておりますが、受賞の審査会の模様の放映が1月3日に予定されているということでございまして、実質的にそこが解禁ということになりますので、それ以後、積極的にPRしてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。何点かお伺いします。

まずもって、10ページの14款国庫支出金の国庫補助金、民生費国庫補助金の生活支援臨時特別事業費補助金6,900万円ほど計上しております。先ほどの説明ですと5万円の交付金ということなんですけれども、これはどのような形で住民に対して配付するのか、その内容をお伺いいたします。

それから、15ページのまちづくり推進費の中の報償費900万円、ふるさと納税寄附者謝礼ということで900万円。返礼品なんですけれども、この返礼品は毎年度と変わりなくやっている

のか。出店の人たちは変わらないのか。返礼品の元手、送るもののそういうものの新しいメニューが入っているのか。毎年変わりなく変わらないものを返礼品とやっているのか。その辺、お伺いいたします。

それから、参考資料の52ページの中で、前議員も聞いていましたけれども、事業者への支援ということで高圧電力の電気料金の支援なんですけれども、初めてのことなので、大体先ほど商工課長から聞いて分かったんですけれども、5,100万円という額が大きいんですけれども、70事業者ということを知りました。そうすると、単純に割ると、その電力、ワット数の大きいにも関係ありますけれども、ざっと計算すると、72万9,000円なのかなと思われそうですけれども、1件当たり大体その程度のものなのか。それとも、商業、工業の人たちはずっと電圧が高いの少ないのありますけれども、その辺はどのようになっているのか、金額的なことをお伺いします。

それから、畜産業費への支援1,130万円とありますけれども、これ今まで多分なかったと思われそうですけれども、何件該当になるのか。該当した場合、1件当たりどのぐらいの支援がなるのかお伺いします。

そして、農業者への支援ということで2番目です。これ農業者に対しての肥料高騰分なんですけれども、支援なんですけれども、やっている人の割合には115万円ということで少ないのかなと思いがしますが、その辺はどこまでの区域なのか、米農家だけにやるのか。これを見ると全般的な農家さん広くというような意味もとられるんですけれども、その辺の御説明お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） すみません、ページは18ページのほうをお開きいただきたいと思えます。

3款の民生費のところ、19節扶助費のところ、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金というところになります。これは住民税の均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金ということで、1世帯当たり5万円の支給を予定しております。12月中旬から順次、非課税世帯の方には確認書のほうを順次送付いたしまして、その口座等の確認をさせていただき、1月中旬ぐらいから支払い開始というような形になります。

それから、世帯全員の令和4年1月から12月の収入が減少した住民税非課税相当の収入となった世帯の方につきましては、申請が必要ということで1月31日が申請期限というような形

になります。大体1,300人を現在見込んでおります。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 2点目のふるさと納税についてのお答えをさせていただきます。

今回、ふるさと納税の寄附者謝礼につきましては900万円増額をさせていただきました。先ほども年度のふるさと納税の見込額を7,500万円と設定させていただきました、寄附者謝礼は寄附額の30%以内というルールがございますので、掛け算しますと2,250万円ほど必要になるということございまして、当初予算で措置させていただいた金額との差額ということで、今回900万円を計上させていただいたということになります。

一方、いわゆる返礼品につきましては、返礼品を扱う事業者は随時募集をさせていただいているところです。町内の事業者さんを募集しております、現在、今年度も新規の登録がございまして、30事業者ぐらいになっていると思います。それぞれ事業者さんが登録に当たります、先ほども申しましたが、事業を委託しているんですけども、そちらの業者と返礼品の内容について、そちらの業者のほう为全国いろいろなところの返礼品とかも扱っていて、こういったふうになればより返礼品として魅力あるものですよみたいなことのやり取りをしながら、それで計上をしていくというような格好になりますので、今後も取扱いを進めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） こちらの金額のほうの根拠ということなんですけれども、電気料については事業規模によっても様々異なりますので、積算に当たりますには平均値を取って積算をしているところなんですけれども、先ほど後藤議員さんの御質問でお話しさせていただきましたおおむね100社のうち、半数回答のあった事業者様の回答結果の電気使用量に1キロワット当たり5円を支援するという見込みでおります。支援期間を今年7月から11月分までの5か月を予定しております。なぜ5円かというのは、町内の主要施設の電気料金が前年度比で約5円上昇しているというような、それも調査結果から参考に積算をさせていただきました。以上です。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、1点目の畜産の農家に対する飼料等の高騰対策でございます。これにつきましては、高騰対策といたしまして畜産農家に対し飼養頭数1頭当たりの支援金を交付するという内容でございます。繁殖牛1頭当たり8,000円、4か月未満の繁殖牛につきましては4,000円、肥育牛、乳用牛につきましては1頭当たり1万円、4か月未満の場

合は5,000円、羊1頭当たり3,000円でございます。対象頭数が、繁殖牛は561頭、肥育牛が397頭、乳用牛が294頭、羊が205頭、合計1,252頭ということで、予算額が1,131万8,000円となっているところでございます。

続きまして、飼料でございます。対象農家数が253戸で予算額が115万3,000円となっておりますけれども、実は予算編成をした時点では、費用高騰分の70%を国が負担、町が残りの30%ということで算出しておりましたが、その後、この予算編成後、最近になって県が15%のかさ上げを実施するということになりましたので、町としてはかさ上げ分の15%ということでございますので、最終的に決算となった場合はこの115万3,000円の約半分の支出になるという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 支援金のほうの内容は分かりました。

そうすると、後ろのほうから今行きますけれども、畜産農家さん、1頭8,000円と乳牛の場合は1万円ということで差があるわけですがけれども、この畜産農家は町内で何件ぐらいの該当、羊は多分1件、1事業者だと思われましてけれども、畜産農家のほうは何件あるのか、その辺お伺いします。

それから、電力の関係は積算根拠がしっかりしていたもので、これは了承いたします。

それから、コロナの非課税世帯の5万円の給付なんですけれども、1月から非課税世帯の証明ですか、そういうものを非課税世帯を確認してそれからの配付ということなので、年度内に配付を終わるようにできるだけ早めのうちに1月、遅くとも2月ぐらいまでは各家庭に届けるような手順をしていただきたいと思います。先ほどちらっと聞いたら口座振込みたいなんですけれども、それでいいんでしょうか、そう受け止めて。口座振込ということで。出納室の関係もありますけれども、できるだけ早く届くようお願いいたします。

それから、返礼品の関係ですけれども、新しい事業者もいるということなので、ここで返礼品の喜ばれるというか多く送られているものがちょっと見えないんですけれども、先日、お米、当町のめぐりん米ですか、無農薬の、そういうものを使ってもいいのかなと思われましてけれども、その辺の人気度というか送っている頻度というか、どの程度なのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 畜産農家でございますけれども、すみません、ちょっと今手元に資料がないんですけれども、昨年度末で43件という記憶はあるんですが、なお調べて回答

させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 大変申し訳ございませんが、各提供事業者ごとの内訳というのは今持ち合わせてございませんが、おっしゃられるような内容については、町の魅力の発信にもつながっていくと思いますし、ふるさと納税をすることは寄附額を集めることというのは当然必要なことになるんですけれども、その実は返礼品を提供している事業者の皆さんが事業としてきちんと確立されていくということが重要なことだと思っていますので、その辺は今後、意を用いて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 申し訳ありません。確認書を郵送させていただいて、必ず返送をしていただいた時点で3週間以内には送金というような手順を取らせていただきますので、該当される皆様には必ず確認書を返送していただくということを周知徹底してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、1回確認書を送って返送してもらわなきゃならないということを見ると、やっぱり年度末ぎりぎりになるのかなという思いがいたしますけれども、その辺、送るとき、早めに口座振込したいのでという項を付け加えていただくのかなと思われまますので、その辺もよろしくどうぞお願いいたします。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、ページ数14、あと18、これ2つ一遍にお聞きしたいと思います。議会費及び監査委員費の時間外手当について伺いたいと思います。

議会費に関しては、当初予算で70万円計上のところを今回130万円の補正。委員会費においては、当初で20万円計上が110万円の補正。そのような補正なされるわけなんですけれども、今回お聞きしたいのは、こういった多い補正で過労死ラインというんですか、激務のような何時間残業だかこの金額からは分からないんですけれども、そのところ併せてあれすると、時間外のほかに予算書には休日勤務手当というのがそれぞれ1万円と2万円とか計上になっていたんですけれども、その休日手当は補正になっていないので、平日だけでこれぐらいの残業だと大変なことだと思っていますので、そのところの説明をお願いします。

第2点目なんですけれども、皆さんというかほかの議員さんも聞いていたページ数24ページ、

商工振興費の扶助費、高圧電力の利用事業者に関する事で、ほとんど理解したんですけれども、お聞きしたいと思います。

こういった支援に関してなんですけれども、聞くところによると上限が何か100万円ということで決めているといったことも確認していましたが、そこで伺いたいのは、今回、前議員も聞いたように、補助以外で約1,000万円、単費というか入っているわけなんですけれども、そこで先ほど来聞いていますと、今回、こういった支援に至った理由としては、そういった団体の声が高かったというか、そういった団体に支援するという答弁でした。

そこで、今回、調査した結果、5円相当の値上げ分だったということでその相当分を支援するわけなんですけれども、やはり支援の割合というんですか、参考資料52ページから見ると農業関係の合計が1,300万円ぐらいで、事業者への支援が5,100万円という金額が出ていますので、そのところ、ほかの産業団体との整合性というんですか、そこはどのように考えたのか伺いたいと思います。

あともう1点は、ページ数26ページ、土木の河川費及び参考資料53ページとか地方債補正にもあったんですけれども、河川のしゅんせつについて簡単に伺いたいと思います。今後、しゅんせつ予定の河川は、どういったところで優先順位をつけているのか伺いたいと思います。

あともう1点なんですけれども、もう1点は予算書にはないんですが、町民の声の代弁者としてお聞きしたいと思います。

先日、町民の方から、福祉医療関係の職場で何らかのハラスメントの事案があったのではないかという声がありました。こういったことはプライバシーが重要だと思われ、デリケートだということを承知の上で、反面、行政を監視、牽制する議会の立場から、初期的な再発防止を兼ねて、事実関係があったか否かと、その際の職員に対するペナルティーが付加されたのか、そういったところを以上2点、答えられる範囲での答弁お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、3点目だったでしょうか、26ページの河川費のしゅんせつでございますが、やはり優先順位としましては、堆積土砂によって今後雨が降ったときに堤防等を溢水する可能性も高いところというところをまず優先順位ということでつけてやっているということでございまして、しゅんせつ事業につきましては、今回やって終わりということではなくて、事業がまだ来年度までだったでしょうか、あと何年かありますので、その間にまたほかの河川についても検討の上、やっていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 議会事務局長。

○議会事務局長（男澤知樹君） 議会費、そして監査委員事務局長も兼ねておりますので、併せて答弁いたします。

今般、時間外勤務手当が合わせて240万円ということで物すごい金額が計上されております。既に皆様の御承知のように、今年度、不正流用事件の監査がございました。この関係は、実はおおっぴらに机の上でできる仕事ではございません。そして、議会事務局の職員を我々兼ねておりますので、実は休日あるいは夜間やらざるを得ないといったことがございました。その関係で、既存の予算につきまして、たしか途中で6月か9月にも補正させていただいていると思うんですけれども、それは費消しているというところがございます、今後、1月から3月までも監査計画に基づく補助金の監査だったり定期監査だったり、様々な実は現在も住民監査請求といった臨時突発の監査しておりますので、そういった可能性を人事給与の担当のほうで勘案した上で、不足のないようにということで予算計上をさせていただいたものと理解しております。

あわせて議会費につきましても、そういったことで、例えば、弁護士とのやり取りといった中で、どうしても日中、議会の業務ができない場合、夜間にずれ込んでといった形で、今年度については我々4人やっておりました。実は、産休の職員もおりまして、比重とすれば、うちの部下職員2人に大分比重がかかっていたというのは事実でございます。

ただ、一言申し付け加えさせていただければ、この240万円を消費する見通しがあるのかと言われれば、さすがにこれをまるっとやると、私もちょっと過労死ライン存じていませんけれども、さすがにもう家庭も何もあったもんじゃないような状況になることは容易に想像できますので、そこは当然、毎日、部下と話をしながら健康状態も管理しながらやっていくつもりでございますので、余った分については、不用額あるいは補正が可能であれば減額といったことは考えております。

それで、業務がこなせなかったという部分につきましては、そのときは、時間外は私がつきませんので、その場合、私がやります。私がこなすという覚悟で常にやっておりますので、いずれ部下にはそういった負荷をかけないでやろうと思っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 今の局長の回答の中の質問の中ですか、過労死ラインというお話がありました、ちょっとその資料は持ち合わせておりませんが、規則上は1か月において命ずる時間は45時間、1年については360時間以内ということになっておりますが、他律的業務におきましては、1か月において100時間未満で1年間で720時間という、これがいわゆる極

限的な時間外の勤務の時間となっておりますが、他律的業務というのはいろいろありますけれども、やはり結局自ら決められない、今も住民監査請求とかお話がありました。例えば、ほかにもコロナのワクチンでありますとか災害でありますとかそういった部分について、一概に規則の中でやっていただければ非常に助かるんですが、他律的業務的扱いの部分での運用をされているのかなと思っております。

ただ、今年度を相対的に見ますと、令和3年度と比べますと、全体的には時間外勤務の状況は同じ時点を比べますと少し減っているようでございます。今日は出席しておりませんが、行政管理課のほうで働き方改革、行政改革の一環として毎週水曜日をノー残業デーという取扱いをして運用している効果も少しは出ているのかなと思います。引き続き、時間外の縮減に向けて取り組んでいきたいと思っております。

それと休日勤務手当は、土日以外の休みの日に勤務したときの手当です。計算方法等については土日の時間外と同じですが、いわゆる祝祭日のほかに年末年始に勤務したときに支払われるものでございます。

それと、最後にハラスメントの関係なんです。私の立場は総務課長という立場もありますが、町のハラスメント防止に関する規定というものがございまして、その中に定めている苦情処理委員会というのがあります。その委員長というのも私おります。そこに課せられている委員もそうなんです。一定のプライバシー保護というものが課せられておりますので、現時点としてはこれ以上答えることはできません。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 先ほどの御質問の上限は、今回は100万円に設定してございます。

それから、先ほど団体に支援というようにお話がございましたが、要望等をお持ちになるのは団体ですけれども、支援をするのは各事業者になりますので、改めて御説明させていただきます。

それから、恐らく産業間での支援のバランスがというお話だと思うんですけれども、そもそも今回、商工観光事業者のほうは町の独自の事業でありまして、農林水産課のほうの事業は国のそもそもある支援事業への上乗せの事業になりますので、根本的なところが異なるかなと思います。

また、商工観光課の立場としては、やはり経営継続を図っていくということは、長引くコロナで非常に域内の事業者さんも影響を受ける中では大変重要なことと認識しておりますので、

今後も、予算の範囲内ではございますけれども、最大限可能な限りの支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時40分といたします。

午後2時21分 休憩

午後2時37分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の質疑を続行します。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） まず、時間外についてなんですけれども、先ほど局長説明がありました。そこで大変な激務というか、そういった状況の中のようなことが分かりましたので、今後、この補正が全額使われることのないように、あと職員の方及び局長、残業がつかないからといって極度な無理をなさらないように、我々議員の分も面倒見ていただいている関係上、今後、意を持って仕事をしていっていただきたいと思います。

2点目の商工費についてなんですけれども、課長の答弁では、5円相当の差額があってそれを支援するという答弁ありました。そこで伺いたいのは、今回、その5円の満額と言ったらおかしいですけれども、その分を7月から11月、5か月分支援するということなんです、ところが、もし今回、高圧でなかった事業者の方たちのことを思うと、できるかできないか分からないんですけれども、これを5円上がったんでしょうけれども、4円にするとちょうど町の1,000万円近い持ち出しがなく支援ができるというような形で見られると思うんです。そういったことはあれなんです、今後、もし臨時交付金等あった場合に、小規模の事業者はいろいろ数も多くいろいろな把握も大変でしょうけれども、今後、そういった方たちにも支援の手を差し伸べられるか、そういった必要性があると思われまますので、そのところの考えはどのようになっているのか伺いたいと思います。

あと河川のしゅんせつについては、災害がというか、大水、大雨降るたびに危険にさらされますので、そこで門前川等は無事被害もなく掘っていただけるような形だったのでそこは感謝しながら、今後……。

○議長（星 喜美男君） 簡潔にやってください。

○10番（今野雄紀君） 今後、しゅんせつ工事は、町の防災というんですか災害の防止をする上で重要なことだと思われまますので、そちらのほうも力を入れていっていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 議会事務局長。

○議会事務局長（男澤知樹君） 過労死ラインを越えなければいいのかといった観点だけではなくて、当然、越えなくても部下職員の健康管理にこれまで以上に、これまで大分無理していただいておりますといいますか無理をさせているという認識はありますので、今後においては、これまで以上に健康管理とかに気をつけて、何とか年度末まで4人で乗り切っていければと思っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 今回の高圧電力の使用については、必ずしも会社の大きい小さいではなく、事業の内容によって使用されている方ということですので、さっきお話ししたように、該当にならない小規模事業者がいるということではないので、お含みおきいただきたいと思えます。

それから、やはり対象になるところ、そうでないところはどうしても要件等が出てきてしまうのは承知しておりますが、その他の今回の該当でない事業者につきましても、引き続き物価高騰等の状況を見ながら検討してまいりたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） まず第1点目は、学校給食関係なんですけど、宮城県内の市町村のみならず全国的に小中学校の学校給食の無料化というのが広がりつつあります。町長の考えをお聞かせいただきたいのですが、我が町でも小中学校の学校給食の無料化という考えはあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、前者、いろいろとコロナ対策の臨時交付金について質問がなされておりますが、1番から3番目の大体の戸数とか金額、各家庭の形態数といいますか、聞かされましたが、この事業者への支援と今回は高圧電力という名目で支給をするようですが、これまで臨時交付金、今回で3回目か4回目ぐらいになるのかな。そこで、そのたびに事業者への支援というのが出てきていたわけです。3回かそこら4回になるのか、ダブって2回目も3回目ももらえるとか、1回目もらって今度のやつももらえるとか、重複して頂ける事業者は何社ぐらいあるのか、それをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 学校給食費の関係については、宮城県内で多分南三陸町が一番最初に学校給食費の、2番目、3番目ですか、減免ということで取り組ませていただきました。お話しのように、宮城県内でも2つかな、富谷と栗原が無料化をということでお話しをしている

ようでございますので、いろいろ参考にはさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） これまでのということで、令和2年度、3年度、4年度で町からの扶助または補助事業の対象になった事業者については、約280件ほどとなっています。ただ、申し訳ございませんが、どこが何件重複しているかというのは単純には言えずに、メニューが全て異なっているので、分かりやすいところでいくと、国の協力金なんかは時期をずらして同じ事業者が数度に分けてもらうということがございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 学校給食の支援、補助といいますか支援といいますか、第2子とか第3子とかでもっての補助は出しております。私が言っているのは、これの全額無料化です。無料化に向けてのこれからの考えを聞いたわけでありませけれども、参考にするということは、無料化に向けて参考にするという解釈でよろしいかどうか。やらないための参考ですか。そうじゃなくて、どうしたらいいかという参考。どうしたらいいかという、何か問題になる点があるのかどうか悩む、そこを聞かせていただきたいと思います。

それから、事業者への交付、メニューは違うけれども、コロナ関連についての補助金というのは同じだ。出せるメニューは違って、だから出すメニューが違うのはもともと、燃料とか、あるいは今回は電気とか。聞きたいのは、同じ事業者が、メニューが違ってもらっている業者は何者いるんですかという質問だけれども、それはなかなか難しいと、今すぐには答弁できないというお話、分かりました。それは後で結構です。

私は、静かにここから質問をしているんです。ところが、私のほうの耳にかかる町民の声というのは、批判というか苦情というか、またあの業者に出そうというのが事業かなんて話をされるんです。だから、そういうことのない、誤解がないようなことを私は話しているんですよ、そんなことないですよと、メニューが違うんですよということを話しているんですけども、どうしてもそうなっているということを言われますと、どうも町民の方々も何だよというようなことを言われますので、とにかく平等に皆さんに行き渡るような施策を取っていただきたいと思います。

2点目はいいから、では1点目だけ。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私もへそ曲がりなものですから、やれやれと言われるとやりたくなくなるんです。そういうことで検討させていると、するということです。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） やれやれということはやりたくないんだ、誰も。そこは素直に聞いて、たまには、少し前向きに検討するぐらいはすると町民の方々も納得するかと思います。以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、この一般会計補正予算を議決するために、私も2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、1点目が今までのやり取りの中の延長線上でもありますが、農業支援、それぞれ肥料、飼料、それから施設園芸農家に対する燃油補助等々ございます。聞いていた中では、金額の大小はともかく、本当に使いやすい制度なのかどうかというのをちょっと確認したかったんですが、やり取りを聞いている中では、何か国とか県の施策の延長線上にある上乘せ分みたいなお話もあったんですけども、条件はやっぱり結構厳しいものが記載されているんです。町のオリジナルで支援ではなくて、あくまで今までの施策というか出ているものになったものなのか、ちょっとその辺、最初確認できればと思います。

あと2つ目が、ちょっとこれは項目が多岐にわたる部分、要は光熱水費、需用費の部分でやはり公共施設の計上がかなり多かったというか、1,400万円合計と聞きました。使っている分は、使う見通しがある分はやはり予算計上が必要と思うんですが、今後、コストを抑える工夫というのは何かお考えありますでしょうかという部分をお聞きできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 農業の各種支援でございますけれども、一般質問でもお答えいたしましたけれども、今回につきましては、町オリジナルということではなくて、あくまで国・県の制度にのっとった上乘せ補助という中で、管内の所管する農協、つまり管内の気仙沼市と南三陸町に関しては歩調を合わせた補助内容となっているということでございます。

なお、こういった高騰対策につきましては、年明けに農家の方を集めて説明会を行う予定となっております。そういったところで丁寧に制度を説明しながら、申請しやすいような形に持っていければと思っております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 光熱費全般にわたりますが、本庁舎を管理している当課のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

今回、計上させていただいたものからちょっと簡単に御説明させていただきますと、昨年度

の決算額で、大体庁舎自体の決算額1,400万円ぐらいなんです。この中で75%ぐらいが本庁舎の維持管理経費にかかっているとお考えいただきたいと思います。今般、700万円を追加させていただきましたので、年間の今予算計上の現計が1,700万円ぐらいになるということになりますので、単純に計算だけをすると300万円ぐらいの増という見込みにはなるんですけども、当然に電気料だけをまずお話しさせていくと、使った量だけをお支払いしているということであれば、当然、それはその節減をするということで維持管理のコストダウンということが考えられるんですけども、御存じのとおり、いろいろな社会情勢を踏まえまして、電気をつくるということ自体に多額の費用がかかっているという状況、それを皆さんで御負担いただきたいということで今流れが変わってきているということなので、それがどこまで膨れていくかというのは非常に見通しが難しいと認識をしております。ただ、一方では、予算を構えない限りは支出できないということになりますので、一定程度の金額を見ているということでございます。

今回、予算計上に当たりまして、総務課長と私の名の企画課長と連名で、職員の皆さんには節電に対しての協力をお願いしたいということで、いわゆるウォームビズですとか、先ほどもちょっと御質問ありましたが、時間外の勤務の見直しとか、そういったところについては徹底して取り組んでいきたいと思いますということで、結果的には節電をしながら全体を抑えていくという努力をするというのが今は最大の内容と考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 農業のほうについては、そうしますと条件的にはちょっと一般質問でも少し話しましたが、やはり単体ではなくて何戸か組んで申請しなきゃいけないとか、あとは実施計画書を提出しなきゃいけないとか様々条件が難しいので、本当に、先ほど説明会を行うと答弁ありましたので、そこはやはり丁寧に説明して、使うかどうかはまた別問題ですので、さらにじゃあそこで出た課題を次の施策にきちんとつなげるような説明会にもしていただければなということで、この質問の分はまた引き続き注視してまいりたいと思います。

2つ目の節電、節水もですか、本当に小さな努力が少しでもコストを抑える力になると思いますし、施設的に電気とかはやはり契約分とかも非常にそこは簡単には抑えられないと思いますので、小さな努力を積み重ねていくことをお願いしまして、では質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結します。

これより議案第59号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第60号 令和4年度南三陸町国民健康保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第60号令和4年度南三陸町国民健康保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第60号令和4年度南三陸町国民健康保健特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては繰越金を計上したほか国民健康保険税の課税状況に基づく減額を、また歳出においては人件費と事務費の増額及び過年度補助金返還金を計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それでは、議案第60号令和4年度南三陸町国民健康保健特別会計補正予算（第1号）について細部説明させていただきます。

補正予算書39ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,330万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を19億8,330万8,000円とするものであります。

詳細について事項別明細書で説明させていただきます。

45ページをお開きください。

歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税について、課税所得が確定したことによる本算定の結果、調定額が当初の見込みを下回ったことから、その調定額に合わせて3,600万円の減額とします。

3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードの保険証

利用に係る事業補助金34万8,000円を追加します。

6款1項1目一般会計繰入金124万9,000円の増は、人件費などの事務執行のため事務費繰入金
金の増額です。

次ページ、7款1項1目繰越金は、令和3年度決算による繰越金の増額です。

続いて、47ページをお開きください。

歳出1款1項1目一般管理費159万7,000円の増は、人事異動及び給与改定による人件費の増
が主な内容です。

8款1項3目償還金226万4,000円の増は、過年度分の交付金、補助金の精算により還付が生
じたため計上しております。

次ページ、9款予備費は財源調整になります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行っ
てください。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点御質問いたします。

保険税の減額なんですけれども、当初見込みが甘かったのか、余計な過大な見積りだったの
か、ここで減額するということはそれなのか。あとは保険税、町・県民税が減額になったた
めにそれによるこちらも保険税の減になるのか、その要因をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 3,600万円の減額は、当初予算につきましては令和3年の所得
が確定する前の時点でおりますので、ある程度、当課で見積もった所得によって算出したと
いうところであります。その見積りの仕方につきましては、令和2年の収入に対しまして3
年では約5%所得が減になるんじゃないかという試算の下、計上いたしておりました。その
結果については、6%ぐらいの減少となったことと、それから一定程度軽減世帯が発生する
ことを見込んでおりましたが、その軽減世帯がより見込み以上にあったというところから、
その差額になる3,600万円が調定減となったところであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 2年度の収入ということなんですけれども、3年度、4年度、今年もコ
ロナの影響が出ておりますけれども、それがどのような保険税に反映してくるのか、今後の
見通し、御存じであればお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 新年度の予算というところになりますので、まだこれから情報収集しまして、どういった金額あるいはどういった伸び率になるかについては、精査の上計上することとなりますが、皆様御承知のように物価高騰あるいはいろいろな経費が増高しているという中では、所得の伸びというのはあまり期待できないところを基に算出するようになるのかなというところでは考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私個人的には、農業者とか一般の人たちにコロナの支援金というのはそう多くの支援金が回っているとは思われないので、やはり3年、4年度、これからは所得の伸びというものが期待できないのかなと思われしますので、その辺も国民保険税のほうに反映してきて高い見込みはできないのかなと税は思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 最終的には、所得に応じて決まった税率で算出する結果となりますので、蓋を開けてみないと分からないところではありますが、そういった事情については、今後精査していった予算に穴を開けないような予算組みなどできるように心がけていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第61号 令和4年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第61号令和4年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第61号令和4年度南三陸町後期高齢者医療

特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、繰越金を計上したほか、後期高齢者医療広域連合納付金を増額したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それでは、議案第61号令和4年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について細部説明させていただきます。

補正予算書52ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ281万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億5,381万6,000円とするものです。

詳細は事項別明細書で説明させていただきます。

58ページをお開きください。

歳入、3款1項1目保険基盤安定繰入金は、宮城県後期高齢者医療広域連合が定める一般会計が負担すべき保険基盤安定繰入金に基づき、90万円を増額いたします。

4款繰越金は令和3年度決算によるものです。

次ページ、歳出、1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の90万円の増額は、宮城県後期高齢者医療広域連合が定める保険基盤安定繰入金の確定による増額です。

3款予備費は財源調整による増額です。

以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第62号 令和4年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第62号令和4年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第62号令和4年度南三陸町市場事業特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正は、魚類重量選別機の購入に係る債務負担行為を設定するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第62号令和4年度南三陸町市場事業特別会計補正予算についての細部を説明させていただきます。

補正予算書の62ページをお開き願います。

第1表の債務負担行為補正についてでございます。

今回、魚類重量選別機1台の購入業務といたしまして、限度額3,000万円を令和4年度から5年度に係る2か年の債務負担行為として設定するものでございます。

内容につきましては、本件魚類重量選別機につきましては、主にギンザケに対応した機種でございます。今回、県漁協の了承を得て、これまで市場を通さず波伝谷漁港に水揚げされておりました戸倉地区のギンザケを来シーズンより市場へ水揚げするため、購入するものでございます。

これにより、市場におけるギンザケの年間水揚げ量が今年度の約1,700トンから3,600トンとなり、現在の2倍以上の水揚げとなることから、かねてより市場運営の懸念事項であった市場経営の強化や選別機導入による市場職員の負担軽減による長時間労働の解消にもつながるものでございます。本件魚類重量選別機につきましては、来シーズンからのギンザケ水揚げに使用したいため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、細部説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今期のサケの水揚げというか捕れ状況はどういった形なのか、今現在の状況をお分かりでしたら。

あともう1点、タコの水揚げも今期どうなのか伺いたいと思います。

あともう1点、昨今、ラジオ、新聞等で私がよく耳にするというか話題になっているような未利用魚という魚の利用というか活用がよくまちおこしのような形でなっているのも見受けられますが、当町においては、そういった未利用魚がどのような形で流通しているのか、それともしないで自家消費なのか、その点、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、最初にギンザケのほうを説明させていただきます。

今年度のギンザケにつきましては、先ほどお話しいたしました約1,700トンで金額的には10億1,800万円ほどでございます。

すみません、最初にタコをお話しさせていただきます。

タコにつきましては、今年度、88トンで金額的には1億200万円でございます。量的には、夏場のミズダコにつきましては不漁でございました。ただ、11月から解禁になりましたマダコにつきましては、例年並みという状況で推移しているというところでございます。

未利用魚の活用という部分でございますけれども、特に近年、海流の関係で南方の魚が来ているんですけれども、その直接的な活用という部分は目に見えてはいないんですけれども、例えば、市場職員が競り等で取り扱う際、またはその流れの中で新たな南方の魚の研修会等に出席していただいたり、あと町としては買受人の誘致という形の中で、そういった魚も買っていただけるような努力をしているというところでございます。

シロサケでございますけれども、ちょっと今、資料が見当たらないところなんですけれども、昨年度よりは上がっている状況でございます。ちょっと昨年度があまりにも極端に少なかったんですけれども、昨年度よりはよいという状況です。

移入卵につきましては、実は先月、北海道から200万粒の移入卵を持ってきたところでございます。今後、町長にも御挨拶に行ってもらったんですけれども、山形の移入卵も受け入れる予定というところで、ちょっとその辺が実は県の全体の管轄なので微妙なところなんですけれども、詳しく言いますと、北海道の200万というのは沿岸部中心に配付されました。要は、海に直接流すような形の卵ということで海岸部を中心に配分され、山形の部分に関しましては、内陸部の河川のあるふ化場を中心という県の考えでございますので、ただ余分に捕れているという話を聞いておりますので、その受入体制も構築しながら、現在、ふ化放流事業

を行っているという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） サケに関しては、少しでもいいような報告をいただきました。

そこで、再度伺いたいのは未利用魚なんですけれども、先ほど課長答弁あった南方系の魚ということがありました。今は、例えば、未利用魚なんだろうけれども、これがこの先、それが市民権を得るといふかそういった状況にもなり得ると思いますので、これが来年、再来年、また海の水が冷たくなって下がっていくという可能性は多分ないと思いますので、だからそういった南方の魚を今のうちから少しずつでも利用といふか活用していったら、幾らでも漁師さんたちの収入につながるような形にしていく必要もあると思われまいますので、そのところを確認させていただいて終わりとします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） すみません、先ほど言い忘れたところもあったんですけど、やはり昨年度ぐらいからタチウオに関しましては、年間でかなり市場に揚がるような状況になってきています。当町だけではないんですけど、取り扱う業者も多く、またはタチウオの特徴の食味を生かして蒲焼きという形の話も聞いておりますので、タチウオに関しましては、かなりの人気もあるし流通もしているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。

1点お伺いしますけれども、ただいま前議員の話も聞いていましたけれども、他町の関係です。この南三陸湾、それから追波川のところでは、タチウオが大分釣れて、今、釣りのメッカとなってテレビでも放映されております。ただいま課長の答弁ですと、そういうものを利用して食堂関係のほうですから新しいメニューを考えながら、それが販売につながっていくと大いに期待される魚だと思います。

そこで、今回載っております3,000万円、債務負担行為の額ですけれども、それとただいまの説明の中で、ギンザケのほうは組合のほう、市場のほうに水揚げしてもらおうということで1,700トンから3,600トン、これは金額にすると10億円、それが市場に上がると倍ですから20億円になるということで、今後は主力の魚種になるのかなと、サケが捕れない分、これで巻き返しができるのかなと期待するものがあります。

そこで、この魚類選別機3,000万円なんですけれども、これは費用対効果からしても必要なものですので、今後ともこれらを利用してギンザケの水揚げに寄与していただきたく、皆さ

んで努力していただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんね。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第63号 令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議案第63号令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第63号令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正は、歳入において一般会繰越金を、歳出においては下水道総務費、町債償還利子をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、議案第63号令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について細部説明をさせていただきます。

補正予算書68ページ、69ページをお開き願います。

まず、歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれの総額から28万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,156万6,000円とするものでございます。

続いて、補正の内容について御説明をいたします。

次のページ、70ページ、71ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、28万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、71ページ、歳出でございます。

1款1項1目下水道総務管理費の2節から4節までの人件費につきましては、給与改定による調整で37万6,000円の減額でございます。

3款1項公債費2目利子につきましては、起債償還利子分9万3,000円を増額するものでございます。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第64号 令和4年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第19、議案第64号令和4年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第64号令和4年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正は、収益的収支において収入の他会計補助金を増額するとともに、支出の営業費用のうち配水及び給水費と資産減耗費を増額し、資本的収支において収入の補助金を増額するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、議案第64号令和4年度南三陸町水道事業会計補

正予算（第2号）について細部説明をさせていただきます。

補正予算書の79ページ、80ページをお開き願います。

補正予算の事項別明細書でございます。

初めに、収益的収入支出を御覧願います。

収入でございますが、1款水道事業収益に2項4目他会計補助金として一般会計補助金3,425万2,000円を加え、6億3,696万8,000円とするものでございます。補正の理由につきましては、東日本大震災災害復旧事業に係る長期派遣職員等に係る経費の特交分、一般会計からの繰入れでございます。平成27年度分から7年間分の精算による増額分でございます。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用に4,290万円を加え、6億4,956万5,000円とするものでございます。

1項1目配水及び給水費として1,890万円の増額は、水道事業業務委託料において電気料の高騰から増額1,700万円、それから漏水修繕に係る工事費増額1,100万円、合わせまして2,800万円を、管路情報システム更新委託料90万円をそれぞれ増額、県道占用台帳作成委託料1,000万円の減額をするものでございます。

5目資産減耗費2,400万円の増額は、震災により消失した資産について固定資産から除却するものでございます。

続いて、80ページ、資本的収入でございます。

1款水道資本的収入に4項1目補助金1,391万9,000円を加え、総額3億6,856万8,000円とするものでございます。増額の理由は、東日本大震災災害復旧事業に係る一般会計補助金の特交分の精算による増額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

営業費用の中で委託料1,000万円減額、占用台帳作成委託料1,000万円の減額ですけれども、減額することはいいんですけれども、それに伴って台帳から抜けていたというようなことのないようにしていただきたいんですけれども、その辺だけ御答弁お願いします。抜かりなくしっかりやっていただきたいので、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） この占用台帳の作成委託につきましては、当初で業者に委託をすべく準備をしてございました。中身につきましては、県道の主要県道に埋設している管の台帳ということで図面を作成して、県土木のほうに提出をしなければならないんですが、これを気仙沼で昨年ですか、それを作ったということで打合せに行ったところ、あるソフトを利用して自前でやったということでございますので、1,000万円かけるよりはソフト3万何かがしの金額で済むならということで、作成を自前ですることになったものでございます。抜け目ない図面作成に留意してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 企業努力の跡が見えますので、評価いたします。今後とも御努力をお願いいたします。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も1点、伺いたいと思います。

水道、今朝も大分冷え込んだんですけれども、今後、来年に向けて水道凍結防止の喚起というんですか啓発というんですか、そういったこともする必要があると思われまます。極端に騒々しくなるまでではないと思うんですけれども、ある程度寒波が来ているという状況のときには何らかの形で喚起する必要もあると思っておりますが、そのところの考えを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 12月、1月になりますと、議員おっしゃいますとおり、寒波が来まして凍結して破裂というようなことが数多く見られます。そのようなことに対しまして、数年前から広報で12月広報に水道凍結防止ということで載せて周知を図っております。また、寒波が来まして凍りそうな時期になりましたら、無線放送なりそういったものを利用して呼びかけてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第1号 令和5年度の年金額を物価の高騰に見合った金額に引き上げるように求める意見書の提出について

○議長（星 喜美男君） 日程第20、発議第1号令和5年度の年金額を物価の高騰に見合った金額に引き上げるように求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。村岡賢一君。

○9番（村岡賢一君） ただいま局長が申したとおりでございますので、よろしくお計らいをお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議員派遣について

○議長（星 喜美男君） 日程第21、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これを持ちまして令和4年度南三陸町議会12月会議を終了いたします。

ここで町長より挨拶がありましたらお願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、12月会議の閉会に当たりまして、御礼申し上げたいと思います。

今12月会議に提案をさせていただきました全議案、議員の皆様方の慎重な御審議の下に全て御承認を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

この12月会議で、多分、コロナの話3回目ですね、皆さんお気をつけくださいというのは、本当にまだまだ第8波ということでコロナがまだ感染拡大が続いておりますので、議員の皆さんにはとくとお気をつけいただきますようお願いしたいと思います。

ただ、今年は、皆さん方おかげさまをもちまして伝承館も完成しグランドオープンをしまし、防潮堤も完成をいたしました。集大成という言葉を使える年が11年半たってやってきました。

しかしながら、まだ積み残しの分といたしまして、うみべの広場とそれから伊里前南公園、地区の公園の整備というのが来年まで持ち越しということになりますが、一日も早く完成をさせて町民の皆さんに提供していきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

間もなく年末、お正月になりますので、どうぞ皆さん、健康に十分お気をつけてよいお年をお迎えいただきたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも一言挨拶を申し上げます。

12月会議4日目でございます。皆さんの御協力のおかげさまで、大変効率よい運営ができたものと思っております。本当にありがとうございました。

町長申し上げましたように、今年も残すところ20日余りとなりました。皆さん、素晴らしい新年をお迎えされますことを御祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

それでは、以上で、これにて散会いたしたいと思います。大変御苦労さまでございました。

午後3時35分 散会